

平成 24 年度広域科学教科教育学研究経費報告書

## 歴史教育における民族の問題

研究代表 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科社会科教育講座教授 田中比呂志

## 目次

1. プロジェクトの概要	2
2. 研究成果	3
小嶋茂稔	4
田中比呂志	11
川手圭一	25

## プロジェクトの概要

世界史、或いは世界史教育を考え、実践する際に民族の問題は避けては通れない。しかしながら、日本は歴史的に見ても他民族により構成されてきたとは言え、その多様性という点では、世界の他地域に比べてみたならばはるかにモノトーンであることは否めない。そこで本プロジェクトでは外国史（西洋史・東洋史）の前近代、近現代を研究専門領域とする4人のスタッフで研究組織を構成し、それぞれの専門範囲における民族について検討を進める。西洋前近代については林がまずヨーロッパ中世の民族について全地域・全民族について検討し、その後ゲルマン民族について考察する。西洋近現代については川手が、民族問題が先鋭化する19世紀以降のヨーロッパ、とりわけドイツ、東欧を中心に検討する。東洋前近代史については、小嶋が古代中国の民族について検討し、東洋近現代については、田中が近代中国の成立過程で民族の問題が如何なる位置を占めたのか、検討する。

（付記 上記概要においては林邦夫教授もメンバーの一員であったが、昨年8月末に不治の病に倒れられ、ご逝去されたため、本報告集に文章を掲載することが不可能となった。）

研究経費 1,180 千円

### 研究員

田中比呂志 東京学芸大学教授（研究代表）

林邦夫 東京学芸大学教授

川手圭一 東京学芸大学教授

小嶋茂稔 東京学芸大学准教授

## 世界史教育における「民族」の問題—東アジア古代史を事例に—

小嶋 茂稔

### 緒言

世界史教育において「民族」の取扱い方は、対象とする地域世界・時代によって、様々な困難を含んでいる。私が専攻する中国を中心とする東アジアの前近代史を想定するだけでも、秦漢時代の匈奴、魏晉南北朝時代の五胡と総称される諸民族、隋唐時代に活躍したソグド人、宋と対立した契丹・女真・タングートなどを挙げるができる。そもそも元朝（大元ウルス）は、モンゴル族が中国全域を支配した王朝であったし、明がモンゴル族を中国から駆逐した後も、明朝にとってモンゴル族との争いは王朝の死命を制しかねないものであった。周知のとおり、明に続いて中国を支配した清朝は満洲族による王朝である。また、中国の周辺、例えば現在の中国東北地方・朝鮮半島・モンゴル高原から、内陸アジアまでの諸地域の歴史を想起しても、多くの民族の興亡の跡が知られる。東アジアの前近代に活躍し、現在の高等学校の「世界史B」教科書に登場する民族を拾い出してみれば、実際に高校生がそれらを全て正確に認識し、それらの歴史的展開を正確に理解することは、相当困難であろうことも予測できる。

もちろん、特定地域の歴史に偏しない世界史教育を進める以上、実際に歴史上活躍した多くの民族を事例として扱うのはやむを得ない。しかし、高校教育の素材とする以上、ある程度の「精選」は必要であろう。

本稿では、まず、現行の「世界史B」教科書において、中国秦漢～隋唐期の「民族」に関する叙述がどのようになっているかを概観する。あわせて、学習指導要領において、中国周辺地域の諸民族の取扱いについて、どのように言及されているかを確かめる。後述するように、現行「世界史B」教科書には、中国秦漢～隋唐期に限定しても、事実多くの「民族」が登場するが、その要因の一つを、明治時代に設定された中等教育の教科科目「東洋歴史」の構想に遡って考察していくこととしたい。

### 1. 現行「世界史B」教科書における秦漢～隋唐期の「民族」

さしあたり本節では、11種の現行「世界史B」教科書のなかから、採択率が最も高いとされる、『詳説世界史B改訂版』（山川出版社、2006年3月20日 文部科学省検定済）における秦漢～隋唐期の叙述のなかで、中国周辺の民族がどのように描かれているかを見ていくこととしたい。

まず『詳説世界史B改訂版』では、当該時期は、「第2章アジア・アメリカの古代文明 3 中国の古典文明」、「第3章東アジア世界の形成と発展 1 北方民族の活動と中国の分裂 2 東アジア文化圏の形成 3 東アジア諸地域の自立化」「第4章内陸アジア世界の変遷 1 遊牧民とオアシス民の活動」の3章5節に互って叙述されている。

第2章第3節においては、東アジア地域の自然地理的環境を概観したのち、新石器時代から後漢までを論じる。秦・始皇帝期の万里の長城の建設に関連して匈奴の存在に言及があり、続く前漢・武帝の治世を述べる際に、漢が撃退した対象として再び匈奴に言及がある他、武帝が匈奴挟撃の同盟対象と想定した大月氏の存在にも触れている。同節には、「戦国時代の中国（前4世紀末）」「秦・前漢時代のアジア」の2種類の地図が掲載されているが、前者には、匈奴・月氏・羌・氐が、後者では、高句麗・鮮卑・烏桓・匈奴・烏孫・大宛・康居・大月氏などが掲載されている。

第3章第1節では、遊牧民族の中国への進出から魏晋南北朝の中国の政治的分裂の経緯が述べられている。匈奴の南北分裂とそれに伴う南匈奴の中国移住や、羯・鮮卑・氐・羌の中国侵入についても触れられ、そうした諸民族の動向の結果として、中国社会が政治的分裂に陥った経緯が述べられている。あわせて、朝鮮半島の高句麗・新羅・百済の勃興から、日本列島における倭王権の形成にまで言及がなされている。

第3章第2節では、隋による中国再統一から唐の滅亡、五代十国の混乱時期までが対象となっている。唐の都・長安の国際色の豊さに触れつつ、同時にモンゴル高原を中心に、突厥やウイグルが勃興し、唐の政局にも影響を与えたことが論じられている。

第3章第3節では、唐滅亡後の東アジア世界の動向を概観したうえで、契丹や女真と宋との関係を軸に、南宋の滅亡までを扱っている。契丹・高麗の勃興に触れたうえで、契丹・タングート・女真諸族の活動と早朝との関係について詳細に論じている。

第4章第1節では、騎馬遊牧民族の生業を紹介したうえで、歴史上の遊牧国家を形成した諸民族として、スキタイ・匈奴・烏孫・月氏・鮮卑・柔然・突厥・ウイグルの存在が述べられている。

以上、『詳説世界史B改訂版』から、中国秦漢～隋唐期に、中国周辺で活躍し、時には中国内部に政権を樹立さえした諸民族の教科書の叙述を見た。一見して、当該地域や時代を専攻する研究者には自明に事実であるとは言え、活動する民族の数は余りにも多く、歴史的名辞がややもすれば羅列する感の強い教科書叙述では、生徒に個々の遊牧民族の具体像を理解させることは極めて困難であることが予想される。さらに、中国諸王朝のめまぐるしい変転をも考慮すれば、当該時期の東アジア～内陸アジアの世界史教育には、解決を要する問題が内在していると言わなければならないであろう。

さらに注目すべきは、『詳説世界史B改訂版』に限らず、当該時期の遊牧諸民族の名称は、多くの教科書で取り上げられていることである。いま、全国歴史教育研究協議会編『新課程用 世界史B用語集』（山川出版社、2004）第4章「内陸アジア世界の変遷」を参観すると、前述したスキタイからウイグルまでの諸民族の他に、東匈奴・西匈奴・北匈奴・

南匈奴・東胡・エフタル・丁零・高車・鉄勒・カルルク族・キルギス・吐谷渾・吐蕃等の諸民族が、他の教科書では触れられていることが分かる。もちろん、これらの民族名称の中には、いわゆる“教科書頻度”の少ないものもあって、必ずしも多くの教科書でこうした歴史的民族名が取り上げられている訳ではない。しかし、例え1社の教科書でしか取り上げられていないものも含まれているにせよ、『世界史B用語集』にこうした多くの民族名が採録されていることから、我が国の世界史教育において、中国周辺の遊牧民族への言及が推奨される傾向にあることが窺える。

次節においては、高等学校地理歴史科の学習指導要領ならびにその「解説」において、当該時期の民族について、どのような言及がなされているか、一瞥を与えておきたい。

## 2. 学習指導要領における秦漢～隋唐期の「民族」の取扱い

現在、高等学校においては、新しい学習指導要領が、学年進行で実施されており、2013年度はその1年目である。前節で紹介した『詳説世界史B改訂版』は、1999年3月に改訂された学習指導要領に依拠して作成されているため、まず本節では1999年版学習指導要領の記述を確かめることとしたい。

「1999年版高等学校学習指導要領」第2章第2節地理歴史 第2款各科目 第2世界史B 2内容(2)諸地域世界の形成の該当部分では、「ウ 東アジア・内陸アジアの形成」において、「東アジア・内陸アジアの風土、中華文明の起源と秦・漢帝国、遊牧国家の動向、唐帝国と東アジア諸民族の活動に触れ、日本を含む東アジア世界と内陸アジア世界の形成過程を把握させる。」とその内容が記されている。この内容について、文部科学省が示している「解説」(文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』[実教出版、2006])では、

「次に、春秋戦国時代の経済や文化の発展、秦・漢帝国の成立とその皇帝観、周辺諸国との冊封体制などを扱い、中華文明に依存する東アジア世界の骨格が形成されたことを把握させる。また、内陸アジアの東部に出現した遊牧国家匈奴の文化や軍事力に着目させるとともに、オアシス都市の覇権をめぐる、秦・漢と匈奴が長期の抗争を続けたことをとらえさせる。

さらに、匈奴と漢の解体、遊牧民の華北進出と華北住民の江南への移住に触れ、遊牧民の定住化や均田制などの新しい傾向に着目させる。また、遊牧民と漢人の融合、内陸アジアでの遊牧国家突厥の成立などを背景に、中国で隋・唐帝国が成立したことをとらえさせる。特に、唐は支配体制を整え、周辺諸国との間に安定した関係を結び、名実ともに東アジア世界を形成したことを把握させる。その中で、日本や新羅、渤海は唐の政治制度や文化を取り入れることで国家形成を進めたことを、具体的な事例を通して理解させる」

と、解説されている。注目すべきは、ここで具体的な遊牧民族の名称として明示されてい

るのは、匈奴と突厥のみであって、その他は、例え五胡に含まれる民族であっても、その名称は具体的には示されていないことである。つまり、前節で見たような、非常に多くの遊牧民族の名称が教科書に出現するという事態は、学習指導要領やその解説によって誘導されたものではなく、教科書執筆者の判断による記述である、ということが想定される。

めまぐるしく変遷する中国周辺の遊牧民族の特質を理解させるためには、ある程度までは、活躍した民族の名称を時系列的に提示する必要があるだろう。しかし、現実には、やや羅列的に遊牧民族の名称が登場するだけである。むしろ、大学入試を見据えて、なるべく多くの歴史的用語を教科書に採録せざるを得ないという事情はあるだろう。

しかし、「1999年版高等学校学習指導要領」第2章第2節地理歴史 第2款各科目第2世界史B 3内容の取扱い(1)アにおいて、「基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するものとし、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないこと。」と記され、その「解説」においても、「細かな事象、高度な事項・事柄に深入りすることは、生徒の負担を過重にするだけでなく、かえって生徒の理解や思考を妨げることにもなりかねない。」と警鐘を鳴らしているほどである。少なくとも、現状の高校「世界史B」教科書の大勢は、中国秦漢～隋唐期の周辺で活躍した遊牧民族に関する限り、やや「細かな」民族名にも固執し、その結果、かえって生徒の興味・関心を減殺させることにつながっているのではないかと考えられる。

本年4月の高等学校新入学生から、学年進行で、新しい学習指導要領が施行される。2006年に表面化して大きな波紋を呼んだ「世界史未履修問題」を受けて、地理歴史科の指導要領は、科目間の連携を重視するようになったが、本稿で検討する、中国周辺地域での遊牧民族のあり方については、殆ど従来のものと同内容になっている。しかし、2013年4月以降、新しい指導要領に基づいた「世界史B」の教科書を検討してみないと確言はできないが、やはり遊牧民族に関する教科書記述のあり方は従来のものと大同小異であろうと考えられる。

高校「世界史」教育の中で、現行学習指導要領の表現を用いれば、どの「地域世界」に重点を置いて教育内容を構成するかは、最終的には担当教師に責任がある。本稿で取り上げた、教科書で羅列的に採録されているような民族については、あえて授業では取り扱わないという方法もあるだろうし、むしろ、東西交流を検討する上での重要な素材としてより積極的に教材化していくという方法もあるだろう。しかし、私見の域を出ないものの、比較的細かい知識に属すると思われる、遊牧民族の名称が、高校「世界史」教科書に多く登場する背景は、ある程度明らかにしておく必要があるだろう。戦後、新制高校で「世界史」が導入されて以来の学習指導要領や教科書の分析も必須であるが、私は、戦後高校「世界史」の母胎とも言うべき、戦前期の中等教育における歴史の教科科目「東洋史」のあり方にも目をむける必要があると考えている。

那珂通世が、中等教育段階の歴史の科目として「東洋歴史」を提唱したのは、1894年である。戦後、新制高校発足に伴い、「世界史」にその席を譲るまで半世紀以上に亘って、

日本の歴史教育に重要な位置をしめたこの科目の全容を明らかにするだけの用意は本稿にはないが、さしあたって、提唱者であった那珂通世が「東洋歴史」に対し、どのような見解を有していたかを提示してみたい。那珂「東洋歴史」の構想では、中国史と遊牧民族の興亡との関係はどのような比重がおかれていたのか。それは、今日の高校世界史教育のあり方にも何らかの刻印を残していることが予測されるのである。節を改めて具体的に見ていくこととしたい。

### 3. 初期「東洋史学」の構想

1894年、当時の高等師範学校校長・嘉納治五郎の提唱により、尋常中学校の各学科の要領を協議した際に、那珂通世は「外国歴史」を「西洋歴史」と「東洋歴史」とに二分すべきことを提案した。この「東洋歴史」の教授要領は文部省に提出され、その内容は同年のうちに『大日本教育会雑誌』に掲載されている。今、同誌第157号（1894年）に掲載された「東洋歴史」の教授要領を掲げると下記の通りになる。

東洋歴史

第三学年（毎週二時）

第一学期 太古ヨリ支那南北朝末に至ル

第二学期 支那隋代ヨリ元末に至ル

第三学期 支那明初ヨリ現今ニ至ル

備考

東洋歴史ハ支那ヲ中心トシテ東洋諸国ノ治乱興亡ノ大勢ヲ説クモノニシテ西洋歴史ト相対シテ世界歴史ノ一半ヲナスモノナリ

東洋歴史を授クルニハ我国ト東洋諸国ト古ヨリ互ニ相及ボセル影響如何ニ注意シ又東洋諸国ノ西洋諸国ニ対スル関係を説明スベシ

是マデ支那歴史ハ歴代ノ興亡ノミヲ主トシテ人種ノ盛衰消長ヲ説カザレドモ東洋歴史ニテハ東洋諸国ノ興亡ノミナラズ支那種、突厥種、女真種、蒙古種等の盛衰消長ニ説キ及ボスベシ其教授ノ事項順序ハ大略左ニ示スガ如クナルベシ

第一学期

東亜細亜ノ地勢 唐虞三代ノ政史 其礼制、風俗、文芸、學術 秦漢魏晋南北朝ノ政史 海東諸国（夫余、高句麗、百濟、新羅）ノ古史 支那ト匈奴、鮮卑、西域諸国トノ関係 古代印度ノ開化、仏教ノ發達及其東流

第二学期

隋唐ノ政史 支那と亜細亜諸国（高句麗、百濟、新羅、渤海、突厥、回紇、吐蕃、西域諸国等）トノ関係 儒学、仏教、文芸、技術 道教ノ發達 西域諸教（祆教、ネストリウス教、摩尼教、モハメッド教）ノ東流 五代宋遼金ノ政史 宋遼金ト高麗トノ関係 西遼ト西亜細亜諸国トノ関係 儒学、宗教、文芸、技術 元ノ政史（太祖ノ征

西、拔都汗ノ征西、旭烈兀汗ノ征西、海都汗ノ興亡等ヲ稍々委シク説クベシ） 欽察、  
察合台、伊蘭三国ノ興亡 元ト高麗トノ関係及世祖ノ東寇

### 第三学期

明ノ政史 帖木児伯克ノ兼併 莫臥児帝国ノ興亡 元明ト南海諸国トノ関係 明ト朝  
鮮トノ関係 喇嘛教ノ発達 基督教ノ東流元明ノ学芸、宗教 清ノ政史（康熙乾隆ノ  
遠略ノ事ヲ稍々委シク説クベシ） 清ト朝鮮トノ関係 清露ノ関係 西洋諸国ノ通商  
及交戦 学芸、宗教、制度、風俗

一瞥して、東南アジアとイスラーム世界に関する事項を除けば、ほぼ現行の高校世界史で網羅されている内容が、1894年の段階で「東洋歴史」の教育内容として想定されていることに気付かされる。この段階で、中国史中心の「東洋歴史」ではなく、周辺諸民族の動向にも目配りをした形で「東洋歴史」を構想した那珂通世の意欲を感じとれる「教授要目」となっていると見えよう。本稿第一節で指摘したような、多くの遊牧民族の名称が教科書に散見されるという事態の淵源の一つは、「東洋歴史」成立時の、こうした那珂通世の“意気込み”に求められると言えるであろう。

事実、那珂通世は、その翌年の1895年から96年にかけて、10回に亘って、「東洋地理歴史講義」という講演会の講師を務めている。その講演の講義録は、『大日本教育会雑誌』に連載されている（第162号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第171号、第173号、第175号、第182号）。その講演の概要は、連載第一回で示された目次によれば、第一総論／第二亜細亜の地理／第三朝鮮の沿革／第四支那の沿革／第五東南亜細亜の沿革／第六印度の沿革／第七西亜細亜の沿革／第八露領亜細亜の沿革、となっている。第七の西亜細亜の沿革については、実際の講演録をみる限り、必ずしも当初の想定通りに講義が行われたとは言い難い部分もあるが、この講義録によれば、1895年段階で、那珂の東洋歴史に関する見解を窺うことが出来る。

本稿で特に注目したいのは、この講演録における「支那の沿革」である。那珂は、『大日本教育会雑誌』第167号に掲載された講義録「第四 支那の沿革（上）」の冒頭で、「支那の四千代年の間の歴史、即二十四史に記載したる事柄を、如何に其大要を摘でも、迎も二回や三回の講義に言尽す事は出来ませぬ。夫故に支那の沿革と申せども、支那の歴史全体では無く、唯人種の消長と地理の変遷に関する事柄を、極切詰めて御話を致さうと思ひます」と語るように、「支那」を舞台に活躍した諸民族の興亡を中心にその沿革を論じようとしている。事実、那珂が論じている内容は、漢代の匈奴のように、歴代中国王朝が敵対した諸民族の興亡の事跡であったり、漢の西域支配の具体相や、唐の羈縻支配など、中国王朝と交渉を持った諸民族の具体的な歴史の展開に限定されている。すでに名著の評価高い『支那通史』を刊行した直後でもあり、那珂自身に、「東洋歴史」の本領を、中国とその周辺の諸民族との交渉に求めようとする意識が高かったとも想定されるが、事実、その後、白鳥庫吉らの指導下に、東京帝国大学で展開された「東洋史学」の一つの焦点は

内陸アジアの遊牧民族の歴史であった。成立期の東洋史学には、「中国史」を相対化しようとする意識が強かったことは、吉澤誠一郎「東洋史学の形成と中国—桑原隲藏の場合」(『岩波講座「帝国」日本の学知 第三巻 東洋学の磁場』岩波書店、2006)にも指摘があるが、この那珂の講演録はそれを明確に具体化したものであり、また、そうした指向は、その後の中高等教育の教科科目「東洋歴史」のあり方にも影響を与え、ひいては、今日の「世界史B」において、多くの遊牧民族が語られ続けることにもつながっているように思われるのである。

## 結言

以上、概観にとどまったが、東アジア古代史において、中国周辺の諸民族がどのように教科書で扱われているか、そして、それが歴史教育史の文脈でどのように位置づけられるかについての私見の一端を述べた。

那珂通世以降の「東洋歴史」の展開については、必ずしも那珂の思惑通りにはその後の「東洋歴史」の歩みは進まなかったことは、夙に奈須恵子氏の言及(「中高等教育における『東洋歴史』の登場」[寺崎昌男・編集委員会編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規出版、1993])があるが、今日の世界史教育の内容構成の来歴を確かめることは、より効果的な世界史教育を模索していくうえでも必要な営為と考える。今回の成果を基礎にさらなる発展を期して、擱筆したい。

## 清末民初期の中国における「民族」概念の消長―自国史教科書の言説を中心に

田中比呂志

はじめに

度重なる外国との戦争の敗北や民衆反乱などによって著しく弱体化した清朝中国は、支配の再建・強化を避けられなくなった。そのために着手された近代化（洋務運動）の過程において、科学知識、産業知識、軍事知識を主とする近代知識の導入が進められた。そして19世紀末に至るや、改革は全面的西洋化を志向するようになり、義和団事件を経て、20世紀初頭には、立憲国家への脱皮が目指されるにまで至った。これがいわゆる清末（光緒）新政の開始である。新政において最も重要な改革の一つが科挙の停止、学校教育の開始であった。なぜなら、教育改革はそれまでの体系とは全く異なる知的体系・学問体系を導入して普及させようとするものであったからである。中国の知識人等は如上の改革に直面して、それに積極的に対応し、重要な役割を果たした。彼らは留学などを通じて新しい知識を学び、それらを次々と翻訳・紹介し、中国における知的体系の再構築に深く関係していったのである。そしてやがて新しい知識や学問体系は、学校教育で使用される教科書にも取り込まれるようになった。

近代中国における教科書編纂は、外国のテキストの翻訳に始まり、やがては自編教科書へと向かう。教育方針が策定されると、自編教科書の内容は徐々にその方針に沿ったものとなっていった。換言するならばその過程において独自の個性を獲得していったのである。当時、喫緊の課題であった国民の創出と国民アイデンティティの形成、あるいは中国の直面する危機的状況―対外的危機の深化、に最も重要な関係を持ったのが中国史（自国史）教科書であった。

では、新たな学術概念はどのようにして清末中国に導入され、自国史教科書に登場するようになったのか(1)。それら当該期においてどのように変化していったのであろうか。「民族」、「人種」「(漢族)西来」(2)「黄帝」(3)「(中)華民族」などの語に着目して検討してみたい。

### 1. 清末の自国史教科書と「科学的」民族知識

王建民著『中国民族学史』によれば、西洋から民族概念が伝来する以前において、司馬遷『史記』やそれ以外の正史、あるいは正史以外の史書や地理書などにすでに「民族」に関する記述はかなり多く見られるという(4)。無論、これらは近代的学術概念に基づいたも

のではない。清朝時代に至り、人口増加のため、18世紀後半に漢族が内モンゴル、陝西、甘肅、雲南などの「周辺」に移住・入植するようになると、少数民族との摩擦によって紛争が発生するようにもなる。また、漢族集団と非漢族集団とが居住してある一定の秩序を形成している地域においても、一つの紛争・危機の発生により、少数民族集団の異質性が漢民族集団の不安感を増幅し、その結果、多数者が少数者を排除しようとする事も見られた。すなわち、「科学的」民族概念がもたらされる以前においては、華夷秩序的序列意識をバックグラウンドとし、それに加えて経験的、感覚的に得られた認識により、自分たちとは異なる集団として彼我を区別するような「民族」意識であったと言ってもよいだろう。

ところが、19世紀末に至ると度重なる対外戦争敗北の経験、留学の推進、翻訳・出版の隆盛化などにより、自らを相対化してとらえ、位置づけようとする意識が強まった。自らを如何にして座標上に位置づけたらよいのか。様々に方法論や知識がもたらされる中、有力な知的方法の一つと認められたのが「科学的」民族（人種）知識であった。周知の如く、それは皮膚の色で五種類に区分する人類五分説で、これが日本経由で中国に紹介されたのは1892年のことである(5)。しかしながら、「科学的」民族知識の歴史教科書への登場はもう少し遅れることになる。では、如何なる経緯を経てこれが自国史教科書に登場するに至ったのであろうか。

科挙の停止、学校教育の推進という大変化に直面した際に、教員養成と並んで不可欠だったのは教科書をどのようにするのかという問題であった。清朝の当面の方針は、外国の教科書で内容に問題のないものを選んで翻訳し暫時使用するというものであった。その結果、全体の八、九割は日本のテキストからの翻訳であったという(6)。このような状況の下、中国史教科書の編纂・出版も日本の学術状況の影響を受けつつ展開していくことになった。たとえば『普通新歴史』の「凡例」には「この編は日本の中等学科教授法研究会が著した東洋歴史を藍本としている」とある(7)。

さて、最初の翻訳本は、おそらく、1899年の『東洋史要』であろう。これは日本の東洋史学者の桑原隲蔵(8)の著書『中等東洋史』の漢訳である(9)。陳慶年編の『(学部審定中学堂師範学堂)中国歴史教科書』の「後序」に「桑原隲蔵の東洋史は樊炳清の訳本が東文学社から出版されて以来、その本は東南諸省にあまねく盛行した。私が武昌にいたときに、すでにいくつかの版本があった。己亥(1899)の年以來の四、五年間はこれでもって教えていた」とあるように(10)、この後に出版された自国史教科書の編別構成や記述に極めて重大な影響を与えることになった。

『中等東洋史』では、表1に示したように、まず【総論】で〈東洋史の定義及び範囲〉、〈地勢〉について述べ、その次に〈人種〉、そして〈時代の分割〉と項目を立てている。【総論】以下は、表2のように「周囲諸邦国の興亡、諸民族の盛衰を参考」にして、上古期「漢族膨張時代」、中古期「漢族優勢時代」、近古期「蒙古族最盛時代」、近世期「欧人東漸自体」と区分され、近世期の最後は〈朝鮮の状體及び日清の衝突〉、すなわち日清戦争で終わっている。一見して直ちに理解できるように、時代区分の指標は大陸における

民族の角逐とそこで優勢を占めた民族の盛衰なのである。

表1 『中等東洋史』『東洋史要』『普通新歴史』の【総論】

『中等東洋史』 (1898)	『東洋史要』 (1899)	『普通新歴史』 (1901)
第一章 東洋史の定義及び範囲	第一章 論本書大指	第一節 史学之要
第二章 地勢	第二章 地勢	第二節 地理
第三章 人種	第三章 人種	第三節 人種
第四章 時代の分割	第四章 区分時代	第四節 歴史源流

表2 『中等東洋史』の時代区分

上古期	漢族膨脹時代	西紀紀元前 221 年以前
中古期	漢族優勢時代	西紀紀元前 221 年より紀元後 907 年に至る
近古期	蒙古族最盛時代	西紀 907 年より 1644 年に至る
近世期	欧人東漸時代	西紀 1644 年以後

『中等東洋史』の「人種」では、まずアジア人種＝黄色人種こそが東洋史における「主導の位置を占むる者」と位置づける。そしてアジア人種は大きく西伯利人種と支那人種の二つに分かれる。西伯利人種はさらに日本族、ツングース族、蒙古族、トルコ族の四つに分かれ、もう一方の支那人種は漢族、チベット族、交趾支那族の三つに分れる。かくの如き体裁は、『中等東洋史』の翻訳である『東洋史要』『中等東洋史教科書』でも同様のものになっている。同じ時期に日本で出版されていた書物である坪井正五郎校閲・鳥井龍蔵著『人種誌』（嵩山房、1902年）では、全体をまず「シベリア部」「支那部」の二つに分け、さらに「支那部」（桑原では支那人種）が漢人、チベット人、インドシナ人の三つに分かれる点は同じである。ところが「シベリア部」（西伯利人種）はツングース、蒙古人、韃靼人、フィン及びラップ人、極北地方住民、日本及び朝鮮人、と六つに分かれるのである。そして「支那部」の中で漢族は「重要なる人種」とされるが、「周代以前の苗民」は「交趾支那族」に分類され、しかも「重要なる人種にあらず」と位置づけられた。また、漢族西來說を採用して「」とするが、厳密には【上古期 第一編・周以前 第一章・太古】では「西北方より次第に支那の内地に移住し来りしものなり」と、している(11)。

ところが1901年出版の『普通新歴史』には、すでに変化を生じていた。まず、本書の時代区分は〈三皇五帝時代〉〈秦漢時代〉〈三国両晋南北朝〉のように純然たる中国史的、王朝交代の時代区分となっている。そして【総論】第三節〈人種〉では、冒頭において「人種は大別して五つに分かれる。曰く黄色、曰く白色、曰く黒色、曰く紫色、曰く銅色である。」と述べ、しかも黄色を筆頭にあげているのである。『中等東洋史』の叙述にも人類五分説の影響を看取できるのであるが、これほどまでに明示的ではない。しかし、その「黄色」は大きく「支那派」「西伯利派」に大別され、さらに前者は三分され、後者が四分さ

れる点は『中等東洋史』と同様である。「支那派」については、「漢種はすなわち中華の人民であり、圖伯特(チベット)種は西藏の住民であり、かつては?、羌、吐蕃、党項から生まれた。印度支那種は東インドおよび中国南部の住民であり、苗、?らがこれである。」と説明されている。他方、「西伯利派」は「ツングース種、蒙古種、トルコ種、韓種」と四分されている。そして「ツングース種は現在、満洲に住むもので、かつての金もこれである。蒙古種は蒙古の住民で、周代には東胡、漢代には烏垣、鮮卑といった。晋末には北朝を立て、唐末には遼を立て、宋末には元を興し、東洋史上には大きな勢力を有するものであった。トルコ種は今の新疆以西に住むものであり、歴史上においては?鬻、??、匈奴、柔然、突厥などはみなこれである。韓種は、朝鮮日本の住民である。」と述べる。上述したように、『人種誌』では「韓種」とはしておらず、「日本及び朝鮮人」としているのも、この点では差違を生じている。

前掲陳慶年『中国歴史教科書』は『普通新歴史』のおよそ2年後の光緒29年に出版された。では、このテキストではどのように記述されているであろうか。時代区分については、大まかな時代区分として「漢族増勢時代」などと、『中等東洋史』の方法を採用している。「人種」に関しては次のようになっている。【総論】第三章〈人種〉では、冒頭で「アジア人種は西人の〔言うところの〕いわゆる黄色人種がこれである」と述べ、やはり二つに大別して「中国人種」「西伯利人種」とする。そして前者は「漢族、西藏族、交趾中国族」の三つに、後者は「ツングース族、モンゴル族、トルコ族、日本族」の四つに分かれる。「支那」を「中国」としている点、「日本族」としている点が異なるのみである。

以上に検討したように、自編教科書の登場以前の、いわば模倣時代においては原本とされた『中等東洋史』の分類方法が若干の変化を生じつつも踏襲されていたことがわかる。では、これ以降の時期にはどのような変化が生ずるのか、次に検討してみたい。

## 2. 自編教科書の登場とその民族記述

科挙の停止に先立って、学校教育の指針とも言うべき法令が制定公布された。それが欽定学堂章程、奏定学堂章定であった。そして翻訳教科書から自編教科書への志向が顕著になっていった。まず、審定開始前に作成された『蒙学中国歴史教科書』、『中国歴史教科書』、劉師培編『中国歴史教科書』、富光年『簡易歴史課本』、『絵図中国白話史』、『普通歴代史』を取り上げて検討してみよう。

『蒙学中国歴史教科書』(12)は表紙に「初等小学堂学生用書」と記されており、「編輯大意」において、自編教科書の必要性を次の如く述べている。

近頃、各学堂では支那通史、東洋史要などの東邦編述の本を借用して本国歴史科の部類に入れている。日本人の口吻を借りて我が国の歴史を述べることは、彼我の間において抑揚において失当を免れることができようか。我々が軽率に日本の書を選んで教科書に用いたならば…我が国民をして歴史観念を興さないようにし、我が祖国の由来するところを忘れさせてしまう。

換言するならば、これは自分たちの観点から書かれたテキストを使用しない場合、国民としての歴史的アイデンティティの形成が不十分であることを述べているのである。「編輯大意」はさらに次のように民族問題に関して述べる。

現在の黄種と白種との競争は、昔の漢族と非漢族との競争のようなものである。本教科書で過去の競争〔に勝利したこと〕を知り、種族をまもり、国威を發揚することがこの教科書の主たる任務である。

当時の中国が直面していたのは欧米諸国との激しい摩擦であった。その白種と黄種とのしのぎあいがかつての中国における漢民族と非漢民族との競争になぞらえているのである。この背景にあるのは漢民族の過去の「輝かしい」歴史・言説の存在である。かつて漢族は非漢族と競争して中国を文明化し、社会改良をしたこと、そしてやがては周辺諸民族を併合して強大化したこと、周辺諸外国から文化を受容して進歩し続けてきた歴史的経験であった。

『蒙学中国歴史教科書』の本文中には、第一節で述べたような民族・人種に関する記述は見られない。これは大きな変化と言えるだろう。古代の記述に関しては、清末民初において影響力を持った漢族が西方から移動してきたとする説、いわゆる漢族西來說の影響は見られるが、その記述は非常に簡単なもので「太古の漢族は、西方よりここに居住するようになった」と書かれているのみである。また、黄帝に関する記述は「その後、酋長の中から黄帝が出現し、諸部落を征服して長江にまで疆域を拡大した。…文字を作成し、舟車を製造し、中国統一政治の基礎、および文化を啓く端緒をしだいに定め、ここにおいてだんだんと酋長は君主に変じていった」と述べる。文明化に大きな功績を果たしたことは述べられるが、その黄帝が漢族の始祖であると言うことは微塵も記されていない。

『中国歴史教科書』(13)は全七巻の大部の編成である。その序である「中国歴史教科書序」には「今、欽定学堂章定では大学から小学蒙学に至るまで史学の一門が必ず設けられている」とあり、この教科書が欽定学堂章定公布後に編纂されたものであることを示している。さらに「序」では、それに続いて従来の教科書の巻帙が繁重であること、文章が難しいものであることから教科書としては問題があることを指摘し、『中国歴史教科書』がそれらの問題点を改善して学校教育の用として編纂されたものであると述べる。ただ、本文は漢文調の文章で、読みやすくするために読点が打たれている。

さて、『中国歴史教科書』第一巻〈太古〉でも『蒙学中国歴史教科書』と同様に『中等東洋史』に見られたような人種論は記載されていない。これに続く〈三皇制作〉では黄帝記述が見られるがそれは「黄帝軒轅氏、姓は公孫、又改姓して姫とし…軒轅は指南車を作り方角を示し、蚩尤と鹿で戦い、これを擒にした。そしてついに炎帝に代わって天子となり、文字を作り、貨幣を造り…」と記されているだけである。これは王朝的統治の開始を叙述することに重点が置かれているのであろう。古代から、清朝統治への連続性こそが肝要なのであり、それ故、漢族の始祖であるとか、「黄種」との関係などは全く記載されていないのである。漢族西來說も同様である。

劉師培編『中国歴史教科書』(14)の著者の劉師培は考証学者・国学者であり、辛亥革命前には革命団体の光復会に参加している。『中国歴史教科書』第一冊の「凡例」では、叙述に関する重要ポイントを五点ほど示しているが、その中に「種族分合の始末」が挙げられている。では、如何なる特色を持つ記述になっているのであろうか。第一課〈上古時代述略〉冒頭の本文では「中国人民は近世では漢族と称するが、アジアの民と同じく黄種に属す。蓋し黄色は〔大〕地の色であり、上古においては五色の中の黄色のみが崇く…」と述べる。そして本文に挿入された割り注では「黄帝は黄種の帝なり」とも記されている。しかしながら同様に『中等東洋史』にあったような人種論は記載されていない。また、漢族西來說を採用しており、黄帝などの「古帝」が「異族」を駆逐して中国を平定した「事実」だけが述べられる。富光年『簡易歴史課本』(15)も『中等東洋史』にあったような人種論は記載されていない。そのみならず、おそらくより簡素化するためであろうか、「種族の盛衰」も省略された。従ってアジア人種とか、黄種という文言も見られず、漢族西來說もない。唯一、黄帝記述は見られるものの、これまた極めて簡略化されていて、ただ「蚩尤を殺す」と記されているのみである。『絵図中国白話史』(16)にも人種論的説明は省略されている。ただ、漢族西來說的説明、および黄帝記述は施されている。本文の叙述は「我們」（われわれ）が西方から移住して黄河沿岸に到達したことから始まる。それは次の如くである。

黄河沿岸に達した「我們」は、はじめは皇帝を持たなかったが、やがて集団を形成するようになり酋長を戴くようになり、黄帝も最初、酋長の一人であった。やがて黄帝は他の酋長を服属させ、酋長の頭目となり国家を建てた。これが中国君主の始まりである。黄帝は文字、造車、造船を教え、「我們中国人」のために多大なる利便をもたらした。どうして「我們」の祖宗としないであろうか(17)。

しかし、これにはミャオ族や、異族を駆逐した記述や蚩尤と戦ってこれを妥当した記述は見られない。

『普通歴史』(18)は上述のいくつかのテキストとは異なる、異色のテキストである。その「総論」〈第一論亜当(アダム)至洪水後事〉は亜当(アダム)と夏娃(イヴ)の天地創造の物語から始まる。大洪水の後、●亜(ノア)の三人の子の一人である閃(セム)の子孫が「亜細亜大洲」に、含(ハム)の子孫が「亜非力洲」に、雅弗(ヤーヴェ)の子孫が「欧羅巴大洲」に居住するようになったとする(19)。「総論」に続く「紀略」〈三皇紀略〉では●亜以後、子孫たちが四方に移動し、その中に黄河近辺に至り建国する者がいたと言うが、当時は文字がなかったので確かかどうか分からないとしている。これらの記述が「漢族」という記述こそ無いものの、祖先が西方から移ってきたことを示そうとしていることは明らかであろう。そしてつづいて盤古、天皇、地皇、人皇、有巢、燧人、史皇と帝王の記述が続き、その後の〈五帝紀略〉において黄帝記述が登場する。その記述は、黄帝が聡明で蚩尤を討ち、神農氏を継いで天子となり、民を文明化したとするものである。しかし黄帝が漢民族の始祖であるとするという記述、あるいは『中等東洋史』にあったよ

うな人種論的記述は見られない。

以上に検討したように、教科書審定制度が制定され、それが運用される以前の自編教科書では、おおむね『中等東洋史』にあったような人種論は記載されなくなっていった。また、漢族西來說の影響は依然として残るものの、黄帝記述においては、黄帝を漢族の始祖とするような記述は少ないことがわかる。では、教科書審定制度が具体的に運用されるようになると、教科書記述はどのように変化したのであろうか。

### 3. 審定制度運用後の変化

光緒32年、清朝は教育宗旨（以下、「宗旨」と表記する）を公布して教育方針を宣布した。「宗旨」では「忠君」「尊公」「尚公」「尚武」「尚実」の五項目を重要項目として設定し、歴史科目はこれらの目標の実現に深く関わる科目と見なされた。同年、これと並行するように、学部による第一回目の教科書審定の結果が公表され(20)、合格した教科書はその後四年間の使用が許可された。では、審定制度公布後の自国史教科書には如何なる変化が生じたのであろうか。『高等小学歴史課本』(21)、『高等小学中国歴史教科書』(22)、『最新中国歴史教科書』(23)、前述の陳慶年『(学部審定中学堂師範学堂用)中国歴史教科書』、『(北洋大臣袁審定)中国史課本』(24)の事例を通じて検討してみたい。

『高等小学歴史課本』では、漢種ではなく「華種」という用語を使用し、「華種」西來說を採る。はじめはパミール高原から崑崙山脈にかけての地域に居住し、次第に東方に遷り、やがて中国本部に入り黄河南岸において繁殖したとする。東方に遷移した当初の「酋長」は盤古、ついで天皇、地皇、人皇、有巢、燧人と「偉人」が出て、民を教化したことが述べられる。続いて庖犧（伏羲）、神農について述べられ、黄帝記述が登場する。黄帝に関しては、「酋長」中の一大偉人で各「部落」を統一したこと、蚩尤を擒にして殺し、ミャオ族を南方の辺境に駆逐したこと、そして「天子」に推戴されたこと、が述べられる。

次に『高等小学中国歴史教科書』について検討してみよう。このテキストは、目次に先立って「歴代一覧表」を掲げる。これは王朝がどのように変遷してきたかを示すものであり、「五帝」に始まり「清」に至る。続いて「歴代帝王表」が掲げられる。やはり「五帝」に始まり、「今上皇帝」（光緒帝）に終わるものである。本文は全百課からなり、第一課「黄帝」から始まり、第百課「豫備立憲」で終わる体裁である。「黄帝」に関する記述は、黄帝は「少典氏の子」とされ、続いて蚩尤を擒にして殺したこと、諸侯に推戴されて「天子」となったことが述べられ、「中国一統政治の基がここにひらかれた」と位置づける。ただし、黄帝に先立つ三皇、有巢、燧人に関する記述はなく、「漢種」という語、あるいは漢族の始祖として黄帝を位置づける記述もない。

『最新中国歴史教科書』は、第一課〈歴朝国統附歴朝国統図〉に置いて唐、虞、夏、商、…明、そして本朝（清）と「十四代」にわたり王朝が継承されていく様子が本文、附図によって示される。これによって清朝が中国の歴代王朝の正統的後継者であることを示しているのであろう。そして第二課〈上古時代〉では、盤古、三皇（天皇、地皇、人皇）に関

する記述が続く。ただし、これらは史料的に「事績を考察できる」のは伏羲以降とし、伏羲以前には燧人、有巢がいたとも述べる。第三課〈五帝開化〉では、伏羲、神農、軒轅（黄帝）、堯、舜を五帝としている。これを受けて第四課〈承前〉において黄帝の事績が述べられる。姓が姫であること、蚩尤を?鹿で擒としたこと、そしてやがて帝位についたことなどが述べられるが、『中等東洋史』に見られた人種論的説明、漢族西來說、あるいは黄帝を漢族の始祖と認めるような言説は見られない。

陳慶年『（学部審定中学堂師範学堂用）中国歴史教科書』の「序」において、著者陳慶年は「序」を執筆した年次を「光緒癸卯」と記していることから、元來、光緒 29 年に執筆され、後に審定を受けたものと思われる。さらに本書には宣統元年三月に書かれた「後序」が付されている。それによれば、陳慶年は兩湖立文高等学堂の教師となり、歴史課目を担任した。その際に文普通学堂の教師をも兼任したようである。彼は歴史課目を教授するに際して当然ながら教科書を必要としたが、桑原の著作は世界史の類であって国史に関しては多くが粗略であり、不適切であったとする。さらに陳慶年は次のように述べる。すなわち「我が国は義和団以來、これを窓として世界を知るようになった」が、「その書（桑原の『中等東洋史』の翻訳本の『東洋史要』）は、全アジアの国際関係に最も注意している」という。そこで「桑原の〔本の〕構成に依拠しつつも、〔さらに〕事実を捕集してこの編（教科書）をつくった」という。そして審定を受けたところ「この書は訂正するところが多く、校勘表には四百あまりの事があった」という。審定時に、非常に多くの訂正・修正が求められたようだ(25)。

さて、このテキストは〈上古史〉第一編〈周以前〉第一章〈太古〉で始まり、〈近古史〉第六編〈明中葉及末世〉で終わる。しかしながら『中等東洋史』に見られた人種に関する叙述はない。〈太古〉ではまず漢族西來說を継承し、「漢族は上古最遠の時に次第に西北方面から中国内地に移入してきた。これらの民はおよ五千年前には黄河沿岸に繁殖した」と述べる。次いで漢族の「部落形成」が進んで「司牧の長」が生まれ、やがて彼らの中の優れたものが統一を果たしたことを述べるが、ここでは三皇、あるいは天皇、地皇、人皇、有巢といった語は登場しない。この点はいくつかのテキストとは異なる。さらにこれに続く記述で燧人、伏羲、神農が文化をもたらしたことが述べられ、そして黄帝が登場する。黄帝が統一国家を形成して、文化をさらに発展させたことは記述されているが、蚩尤を討ったこと、漢族の始祖であることなどの記述は見られない。

最後に、『（北洋大臣袁審定）中国史課本』の事例である。審定者の袁世凱は、当時、直隸総督としていわゆる北洋新政を積極的に推進していた。とりわけ教育改革は中心政策の一つで、直隸省には下は小学堂から上は大学堂に至るまで、さまざまな学校が設置され、新式教育の振興が進められていた。本書は学部審定の教科書ではないが、審定者の袁世凱は「高等小学堂以上の生徒がこの本を得て研究したならば、過去を述べて将来を考え、国粹を十分に高揚させることができる」と述べている(26)。このテキストの編纂は光緒 31 年頃、錢鏞が保定高等学堂監督として赴任した際に編纂した教科書の一つである。そ

の後、機会を得て編纂した『中国歴史』を袁世凱に審定を呈請したところ、袁はこれを激賞して「高等小学以上の学校すべてで用いるべきだ」と言い、さらに編呈して印刷させたという(27)。本書では、「漢族」「漢種」という語の代わりに「中国人種」「中国種族」という語が使われ、「〔中国〕人種は西北より内地に遷流し、黄河流域にて繁殖した。今から五千余年前のことである」と、やはり西來說を採る。さらに、黄帝に関しては、少典氏の子で蚩尤を殺し、諸侯によって推戴され天下を有するようになったことが述べられる。また古代の帝王は「まさに中国の、とりわけ傑出した奇傑であり、わが黄色人種の代表である」としている。

以上に検討したように、清末の中国歴史教科書は翻訳ものから自編のテキストに移行していった。その際、はじめは非常に多彩な内容のテキストが作成された。しかし、清朝が学堂章程を制定し、さらに教育宗旨を定め、教科書審定を進めていくようになると、各教科書は詳細に検討され、記述や構成は均一性を増していった。人類五分説的記述、漢族西來說、黄帝言説などは消滅、あるいは極めて簡素化されていった。

さて、周知の如く、1911年の武昌蜂起に始まる辛亥革命は、清朝の退場を促すことになり、中華民国が成立する。これに伴って、自国史教科書のリニューアルが進められることになるが、では、「民族」に関する言説は、一体どのように変化したのであろうか。

#### 4. 民国初期の民族的言説

辛亥革命後に中華民国が成立すると、教育分野でも全面的な改革が必要とされた。その要点は第一に、清朝国家ではなく共和国を前提とした制度・教育内容に改訂しなければならなかったということである。そして第二に、版図と民族統合をどのように教科書に盛り込むのかという問題であった。革命や南北対峙の状況が収束するまで、教育は地方ごとに、暫定的な法令を定めて実施された。たとえば江蘇省では江蘇暫行小学校令などの法令を制定し、教科としての「歴史」は「中華歴史」と名称が変わり、高等小学校（四学年制）で学ぶことになった。第三学年までは「中華の歴史の概要」を学び、四年時には「近時の世界の大事」を学ぶと規定された。やがて北京に統一政権が成立すると、教育は教育部主導で全国的に進められるようになり、教育宗旨を制定した（1912年9月）。教科書も教育宗旨に依拠して作成された。教科としての歴史は「本国歴史」と規定され、「中華」といったような文化的な規定ではなく、明示的に「本国」と規定され、共和国の存立が意識されていることを看取できる。また、教授する主要な事項として、小学校教則及課程表第五条において「本国歴史の要旨は、児童をして国体の大要を知らしめ、かつ国民としての志操を要請せしめることにある。本国歴史は黄帝が開国したときに〔果たした〕功績、歴代の偉人らの言行、亜東文化の淵源、民国の建設、および近百年来の中外関係のあらましを教えるべきである」と規定された。では、これらは民国初期の教科書においてどのように叙述されたのであろうか。商務印書館から出版された『共和国教科書新歴史』およびその教師用指導書である『共和国教科書新歴史教授法』を素材として検討してみよう(以下、それ

ぞれ『新歴史』『教授法』と表記する)(28)。

清末のテキストと同様に『新歴史』『教授法』では、桑原『中等東洋史』のような人類五分説的説明のくぐりは見られない。しかし、漢族西來說、黄帝に関する記述はより精緻化している点は、清末に編纂されたテキストと大きく異なる。

『新歴史』『教授法』の最初の単元は〈第一・太古〉である。その記述によれば、太古の中国には先住民のミャオ族が住んでいたが、やがて「華」と称される民族でのち漢族と称される民族が西方から移ってきて先進的文化を伝えて文明化文を進めたとされている。ミャオ族はこのテキストではっきりと「馬來(マレー)種」と述べられており、文化が未開で文字を持たず、それ故文化程度の高い「華人」に取って代わられてしまった(漢族による駆逐)とする(29)。そして、漢民族の古代帝王である有巢、燧人、伏羲、神農氏の事績が述べられ、家を造って住むこと、火の使用、漁労牧畜、文字の使用、嫁娶、農耕、医薬、交易を教え、漢族の文明化の先鞭をつけ、これこそが中国の文明先進国になった基であるとする。その後、蚩尤(ここではミャオ族の酋長とされている)が出て世の中を乱したが、黄帝によって打倒され、中国が統一されたとする。このように漢族とミャオ族とは「文明・開化---野蛮・未開」という二項対立的に位置づけられ、後に中国が「世界の文明先進国」になったのは漢族の功績であることが強調されるのである(30)。そして、漢族の文明性をさらに補強するために持ち出されたのが漢族西來說である。本稿でもすでに言及したように漢族西來說は『新歴史』『教授法』で最初に採用されたというわけではない。しかしながら『新歴史』『教授法』では、諸学説のうちバビロン説を採用していることに特色がある(31)。

以上の事柄を総合するならば、西方からやってきた文明的な漢民族が、土着で野卑たるミャオ族にとってかわって中国の主人公となり、その後(近代期に到るまでの間)の中国の文明大国化を実現したという物語が浮き彫りになる。そしてその物語は直ちに民国統合の中心が漢族であり、その歴史的正当性を正当化するものであったことが看取できる。そしてこの漢族西來說の物語には仕上げが必要であった。それが、黄帝の存在を強調し可視化することであった。周知のようにそもそも黄帝の肖像化(=可視化)やその位置づけが大きく注目されるようになったのは清末であった。しかしながら教科書の記述に関しては、上述したように徐々に簡素化されていったが、共和国が成立すると180度転換することになったのであった。『新歴史』『教授法』では、教授の際には「歴代系統図を掲げ、図中の第一位が黄帝であることを明瞭に指し示す」とされるに到った。このように、漢民族のシンボルとして、また、清朝打倒のシンボルとして「発見」された黄帝は、民国成立後には中華民国のシンボルとされ、統合(「合群」)のための象徴として系統図に位置づけられることになった。黄帝は、このように可視化されて教育の場において「実体化」された。それ故に黄帝に先立つ帝王らも当然「実体化」され、漢民族の歴史も前倒しされ過去に遡ることになった。

以上のような経緯でもって漢族の史的・文化的優越性は教科書に盛り込まれた。ところ

が民国政立とともに五族共和論にも明らかなように、民族統合の問題＝辺境喪失の危機がたちまち露頭し、その解決が必要になった。そこで『新歴史』『教授法』の到るところに「五族共和」の文言がちりばめられるとともに、それらを歴史的に正当化する必要性が喫緊の課題となった。そのために使用されたのが「(中)華民族」という概念であった。そもそも「中華民族」という語は梁啓超の造語である。しかし、清末の歴史教科書では使われることの無かった語であった。ところが、『新歴史』『教授法』では「〔西方からやってきて中国に居住するようになった人たちを〕後世では華と称するようになった。これはすなわち今の漢族である」とする。そのうえで『新歴史』『教授法』各所では、以下のような叙述がなされているのである。

- ①西域一帯は、我が漢代の先烈らが無数の心力を費やし、連合して一つとした…。〔このことは〕我が五族共和を強固にする基だった。（第一冊「第十五・張騫」）
- ②明帝（後漢の光武帝の子、帝位を継承）の時代に学校が多くつくられ、匈奴の遺児を入学させた。〔このことは〕中国に対する早期の同化の手がかりであった。（第二冊「第一・東漢之興」）
- ③抑も今から七百余年前、アジアの勢力が西方に拡大していったが、実に我が華民族の中の蒙古〔族〕が代表であることを知るべし（第三冊「第一・成吉思汗」）
- ④君たち、満州の歴史の由来を知っていますか。…その地（満州）の人種を我が中華民族中の満州族としたのである。（第三冊「第十二・満州之興」）
- ⑤我が中華民国は、本部には漢人が多く、苗?各土司が漢人の間に雑居している。西北各地は満蒙藏諸民族が居住している。みな一国の中にあり、互いの禍福は相通じており、兄弟とすべきである。（第四冊「第十八・民国統一」）

この「(中)華民族」概念の適用によって、少数民族や漢民族は「(中)華民族」内部の存在とされ、一見「兄弟」の如く位置づけられた。モンゴル族も、またかつて清末時に排満・反満と位置づけられた満州族さえも中華民族に組みこまれている。しかし、あくまでも五族共和の基を作ったのは「漢代の先烈」で、中華は文化的に優れ、同化により同質化していくことの正当性・重要性が述べられているのである。

おわりに

清末時期の歴史教科書と、中華民国成立当初の歴史教科書とでは、その民族概念や民族に関する叙述は大きな変化をとげた。両時期とも同じく統合を志向していたがそのための民族的統合の方向性は全く異なっていた。清末では日本の影響を徐々に離脱し、自編教科書では漢族西來說や黄帝言説は抑制的になっていき、そして「中華民族」的、あるいは五族共和的言説は、全く見る事がなかった。ただし、制度の全国化（制度化）のような動向は存在した。中央集権的近代国家形成への志向とそれに基づく新疆省や東三省の設置、あるいはモンゴルやチベットへの立憲制・地方自治制の普及の動きなどである。ところが、中華民国成立後にはかくの如き状況は一変した。漢民族中心主義的な色彩が極めて強くな

ったのであった。「統一」「中華民族」「五族共和」などが、民国成立の遙か過去において成立していたとし、さらには漢族が民国建設の中心的存在であることが歴史的に「正しい」ことが述べられるのである。これは清朝崩壊に伴う民族統合の根拠の喪失に直面した民国が、別の民族統合の正当性を模索しなけりばならなかつたことに起因している。換言するならば、伝説的・神話的言説を「史実」化し可視化したのであり、科学的言説を用いて補強し、「西方」の象徴性を利用し、現在あるいは近い将来に実現すると好ましい事柄を投影して過去の歴史に見出すというものであった。清末民初の民族的概念は如上の背景の中に登場し、利用されていったのであった。

#### 註

(1) 本論考に關係する先行研究には、並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編『近代中国・教科書と日本』、研文出版、2010年所収の川上哲正「清末民国期における教科書—教育制度と教科書制度・教科書の変遷」、同「清末民国期における中国原始社会像—中国の近代史学と歴史教科書」、大里浩秋「近代中国における歴史教育観」、孫江「連続と断絶—二十世紀初期中国の歴史教科書における黄帝叙述」、および Peter Zarrow (沙培德、中央研究員近代史研究所) 氏の一連の研究がある。

(2) 漢族西来説は漢族西方起源説とも称し、17世紀以来20世紀初頭に至るまで、様々な学説を背景として生起してきた。宋文炳著、小口五郎訳『支那民族史』、大東出版社、1944年(原著は1934年、翻訳初版は1940年出版)には、『東方雑誌』26巻2号(1929年)に掲載された何炳松「中国民族起源の新神話」から採った「中国民族起源諸説表」が掲載されている。その表によれば、学説は9系統、26の学説が見られる。桑原隲蔵は自身の著した『東洋史教授史料』(東京開成館、1923年増補版)の「一漢族の起源」において四学説を紹介しつつもそのいずれにも賛同せず、ドイツの地理学者リヒトホーフエンの唱えた学説である中央アジア起源説を採用して「元来今日支那本部を占領する漢族は、外来人種にして、然も西北の方面より支那に移住し来り、先ず黄河沿岸に蕃殖し、次第に南進して、遂に今日の状態を呈するに到りしことは、疑ふべからざる事実なり」と述べている。なお、漢族西来説の流布に関しては孫江「拉克伯里“中国文明西来説”在東亜的伝布與文本之比較」、『歴史研究』2010年第1期、また「西方」の象徴性に関しては石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝、熱」、『二十世紀研究』3、2002年を参照。

(3) 清末民初期の歴史教科書の黄帝記述を考察するにあたっては前掲孫江「連続と断絶—二十世紀初期中国の歴史教科書における黄帝叙述」、前掲石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝、熱」が参考になる。

(4) 王建民『中国民族学史』(上巻)、雲南教育出版社、1997年、38~47頁。

(5) 坂元ひろ子「中国史上の人種概念をめぐって」竹沢泰子編『人種概念の普遍性を問う—西洋的パラダイムを超えて』、人文書院、2005年、192頁。また、19世紀末から20世紀初頭にかけての日本・中国における人種論の展開については石川禎浩「近代東アジア“文

明圈、の成立とその共通言語---梁啓超における「人種」を中心に」狭間直樹編『西洋近代文明と中華世界』、京都大学学術出版会、2001年を参照のこと。

(6)「張百熙、榮慶、張之洞：学務綱要」、舒新城編『中国近代教育史資料』（上冊）、人民教育出版社、1985年（第2版第9次印刷）、211頁、および王建軍『中国近代教科書發展史』、広東教育出版社、1996年、79頁。

(7)上海普通学書室板『普通新歴史』、上海商務印書館代印、光緒27(1901)年。

(8)桑原と歴史教科書・歴史教育とに関する研究としては、鈴木正弘「桑原隲蔵著『応問解答東洋史教科書備考』について――『東洋史教授資料』との比較的考察」『総合歴史教育』40、2004年、同「清末における「東洋史」教材の漢訳――桑原隲蔵著述「東洋史」漢訳教材の考察」『史学研究』250、2005年、吉澤誠一郎「東洋史学の形成と中国――桑原隲蔵の場合」、岸本美緒編『「帝国」日本の学知』第三巻「東洋史の磁場」、岩波書店、2006年所収がある。

(9)原著は1898(明治31)年に大日本図書から出版された。本稿では、上海図書館所蔵の樊炳清訳『東洋史要』、東文学社石印本、光緒25(1899)年、を参照した。版本については前掲鈴木正弘「清末における「東洋史」教材の漢訳――桑原隲蔵著述「東洋史」漢訳教材の考察」を参照してもらいたいが、上海図書館蔵の勸学君訳『東洋史要』、光緒29年(出版社は未記載)、金匱・周同愈訳『中等東洋史教科書』、上海文明書店、光緒30(1904)年9月印刷、10月発行、に関しては記載されていなかったため書誌情報を挙げ、追補しておく。なお、訳者の樊炳清は農学会東文学社の学生であった(沈国威「『時務報』の東文報訳と古城貞吉」『アジア文化交流』4、2009年)。

(10)一例として本稿で取り扱う陳慶年編『(学部審定中学堂師範学堂用)中国歴史教科書』(商務印書館、宣統元年初版、宣統3年2月第6版「後序」)は、桑原の著作を底本としたことが明記されている。ただし『教育雑誌』(第一年第一期、宣統元年、101頁の「附録学部審定中学教科書提要」)では「原作の主旨とは些か異なるが、内容はつまびらかであやまりを正したところも少なくない…。ただ歴朝の大事については簡略に過ぎるきらいがあり、教員は教授時に詳細にするのがよい」と評されている。

(11)坪井正五郎序・大鳥居弁三『人類界の現象』、光風館書店、1903(明治36)年、184頁。また坪井正五郎校閲・鳥井龍蔵著『人種誌』、崇山房、1902(明治35)年、119～120頁では、「アジア系統人民」をやはり「西比利亞的種族」と「支那的種族」の二系統に分け、前者は「日本種族」「韓人」「もんごる」など計24種類に、また後者は「支那人」「西藏人」など計5種類に分けている。なお、本書は漢訳されている(林楷青訳『人種誌』、?学会、光緒29(1903)年)。

(12)『蒙学中国歴史教科書』、文明書局、発行年は未記載、おそらく光緒29年と思われる。

(13)『中国歴史教科書』、商務印書館、光緒29(1903)年7月首版。第一冊「序」の作者は「涉園主人序」とあるが、おそらく張元済と思われる。張元済の文章を集めて編纂したものとして『涉園序跋集録』古典文学出版社、1957年がある。本書所収の「涉園圖詠」冒

頭に「余家涉園…」とあり、「涉園主人」というペンネームがこれに由来することが知られる。なお、本書には、『中国歴史教科書』の序文は収録されていない。

(14) 劉師培編『中国歴史教科書』、国学保存会編集印行、国粹学報館（上海）、光緒 31 年 11 月 20 日（1905 年 12 月 16 日）、首版。このテキストは未完の教科書である。というのも、第三冊までは刊行されているが、その叙述は西周で終わっているからである。なお、これに関する研究として袁英光・仲偉民「劉師培與《中国歴史教科書》研究」、『華東師範大学学報（哲学社会科学版）』1984 年第 4 期がある。この論考は主に『中国歴史教科書』の古代礼俗部分、漢族西來說について検討を加えている。なお、本書の漢族西來說に関しては割り注で「用日本白河氏支那文明論説」（本書第一冊、1 頁）とある。「白河氏」とは白河次郎を指すと思われる。白河次郎（鯉洋）・国府種徳（犀東）『支那文明史』、博文館、1900（明治 33）年の第三章は「支那民族西亜細亜より来るの説」である。

(15) 富光年『簡易歴史課本』、商務印書館、光緒 32（1906）年 4 月、第二版。

(16) 『絵図中国白話史』、光緒 32 年。なお、著者、出版所は未記載。

(17) 『絵図中国白話史』「第一課 黄帝是我們中国人的頭一個祖宗」、同書 1 頁。

(18) 『普通歴史代史』、上海商務印書館代印、第五版。発行年は「光緒甲辰」とあり、光緒 30 年と思われる。

(19) 前掲の孫江「拉克伯里“中国文明西來說”在東亜的伝布與文本之比較」によれば、本書の記述は前掲白河次郎・国府種徳『支那文明史』の影響を受けているという。

(20) 一例として高等小学課程の教科書審定の結果が公刊されている。『学部第一次審定高等小学暫用書目』、光緒 32 年 9 月、学部刊行、である。また本書の「審定凡例」第八条の内容からこの時すでに「初等小学（暫用）書目」が刊行されていることを看取できる。

(21) 趙鈺鐸編、沈恩孚校訂『高等小学歴史課本』、中国図書公司、宣統 2 年。

(22) 張崇仁編『高等小学中国歴史教科書』、南洋官書局、光緒 33（1907）年 5 月。

(23) 姚祖義編、金為校訂『最新中国歴史課本』、商務印書館、光緒 30 年 12 月初版、宣統元年 3 月 19 版。本教科書の初版は光緒 30 年末に出版されているが、本稿で使用しているのは第 19 版であるため、時期区分は審定後に含めることにした。

(24) 錢鏞鑑定、劉乃晟編、常璋編訂、北洋大臣袁審定『中国歴史課本』、光緒 32 年 2 月第 3 版。

(25) 前掲陳慶年編『（学部審定中学堂師範学堂用）中国歴史教科書』の「後序」。なお「後序」では審定に関しては割り注が記されており、「詳細は学部官報六十号を見よ」とある。

(26) 前掲錢鏞鑑定、劉乃晟編、常璋編訂、北洋大臣袁審定『中国歴史課本』の袁世凱「中国歴史課本序」。

(27) 同上「重印中国歴史課本原叙」。

(28) 教育宗旨が規定されたことを受けて、商務印書館では教科書作成の編纂方針を取り決めた。それは全 14 項目から成るが、本稿の行論と関係のあるものを示しておく。

一、漢滿蒙回蔵の五族の平等主義を重視し、以て民国統一の基礎を強固にする。

(29)ここでミャオ族を「馬來種」とするのは、「科学的」なよそおいをとり「華人」がミャオ族よりも優越的な存在であることを補強する意図があると思われる。

(30)ここにおいて、ミャオ族駆逐に関する叙述は蚩尤と結びつけられているが、これは清末時のテキストには見られなかったものである。また、桑原『中等東洋史』、あるいは齊藤斐章『統合歴史教科書東洋史教材教科書』（大日本図書、1909年）にもそのような叙述は見あたらない。

(31)前掲宋文炳著、小口五郎訳『支那民族史』によれば、バビロン説は1880年にフランスのスクペリ（ラクペリー）が唱えた後、1913年にイギリスのボールが唱えている。なお、スクペリ（ラクペリー）および彼の漢族西來說については前掲石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝、熱”が参考になる。

## 両大戦間期ドイツ・ポーランド国境地域におけるポーランド人マイノリティ

川手 圭一

はじめに

本報告は、第一次世界大戦後に公理となった「自決」の理念の下、中東欧に新たに引かれた国境によって誕生した「国民国家」とそこに生きる「民族的マイノリティ」の関係を、国境の変更によってその帰属が突如変わった地域住民の側から捉え返そうとする報告者の研究の一部をなす。具体的な対象は、ドイツ - ポーランド国境地域に生きるポーランド人住民である。

言うまでもなく、第一次世界大戦の敗戦による国境の変更に対し、ドイツ国内ではヴェルサイユ条約の修正要求が人口に膾炙し、これはドイツ・ナショナリズムを大いに刺激した。したがって、このテーマは、ナチズムへの連続性も含めて、ドイツ現代史研究に重厚な研究を蓄積させてきた。しかし、報告者は、これまで国境変更後にポーランド国内に居住することになったドイツ人住民を主体・客体として展開した「国境を超える」「ホームランド・ナショナリズム」の実態に迫ってきた。そのさい、併せてドイツ国内のポーランド人住民、とりわけドイツ本土から「ポーランド回廊」によって切り離された東プロイセンのポーランド人を取り巻くナショナリズムの問題にも注目することで、「ホームランド・ナショナリズム」の客体として翻弄される国境地域の住民の社会的問題を明らかにしようとした。

以下、本報告書では、このようなドイツ国境地域におけるポーランド人マイノリティ (1920 - 1939) <sup>i</sup>の概要を、先行研究に即して示すこととする。

### 1. ドイツ国境地域におけるポーランド人マイノリティ (1920 - 1939) の概要

ドイツでは、プロイセン東部地域において、新しく誕生したポーランドにドイツ人住民の一部が居住しなければならなくなった一方で、その自らの国境の内にもポーランド人マイノリティが留まることとなった。ポーランド人マイノリティは、「ポーランド回廊」の両側に居住したが、特により集住の度合いが高かったのは、東プロイセン南部 (エルムランドとマズーレン)、西オーバーシュレージエンであった。

統計では、両大戦間期にドイツに生きるポーランド人 (ルール、ベルリン、中部ドイツを含む) の数は、80 万人～150 万人と推定される。しかし、統計の算出にあたっては、これが非常に政治的なものであったこと、公的な統計の基準があいまいであったこと、また

ポーランド人であるか否かは政治的な潮流に左右されたことなどの問題があったことを忘れてはならない。特にドイツ側の統計は、国境地域のポーランド人の数を少なく見せようとしており、たとえば、マズールやオーバーシュレージエンの住民は、独自の言語をもつものとして、総数からは切り離されていた。

	1925		1933		1939	
	①	②	①	②	①	②
東プロイセン州						
マズーレン	805	68651	474		70	4582
南エルムランド	11521	14465	4915	計 49823	1045	2940
西プロイセン	5951	5895	1635	4913	953	2539
(住民投票地域)						
ポーゼン・西プロイセン	8319	4965	6357	3194	6682	2039
国境地域州						
オーバーシュレー	151162	384572	99193	266375	3731	36765
ジェン州						
合計	177758	478548	112574	323585	12481	48865
合計	656306		436159		61346	

①=ポーランド語を母語とする

②=2言語ないしは方言を母語とする

統計のもつ危うさについて言えば、同時代のドイツ語の **Schwebendes Volkstum** (漂う民族性) が、ドイツーポーランドの国境地域の民族的に混合した状況を非常によく表しているといえよう。こうした変わりやすい要素を、統計はただ表面的に示すだけに過ぎない。実際にはこれは、同化、分離といった統合プロセスの問題であった。プロテスタントのドイツ人とカトリックのポーランド人という分け方がはっきりと出るのは、ポーゼン - 西プロイセン国境地域であった。その他、マズールはプロテスタントであり、エルムランドとオーバーシュレージエンは民族を超えてカトリックが支配的であった。また、社会階層的には、ポーランド語住民、ないしは部分的にポーランド語を話す国境地域の住民の大多数は、社会的下層に属した。

地主、商人、大農といった裕福なポーランド人で戦争直後に故郷を離れた人間は、ポーランド側の推定に拠れば、1919-23年に80000人であった。国境地域のポーランド人の中には、土地に根差した民族意識を主張する指導者はいなかった。むしろ、国境地域の特殊な事情がわからないポーゼンやベルリン、ルール地域出身のポーランド人指導者にも、その代役は務まらなかった。総じて、国境地域のポーランド人マイノリティは、経済的・社

会的に弱く、ほとんど指導者がおらず、国民意識をもたなかった。

ポーランド人マイノリティの法的地位の枠組みとなったのは、ヴァイマル憲法 113 条（民族的発展の自由な展開：特に母語の使用）、プロイセン憲法 73 条（1920 年 11 月 30 日）、プロイセン文部省の通達であった。だが、法的な枠組みにおいて最も重視されたのは学校問題であった。そのことは、ポーランド人に私的なマイノリティ学校を認め、ドイツ社会で大きな論争をよんだ 1928 年 12 月 31 日のプロイセンにおけるポーランド人マイノリティ学校制度に関する規定がよく示している。

これに対してドイツ・ポーランド間のオーバーシュレーゲエンに関する協定（1922 年 5 月 15 日）は、包括的で国際的にコントロールされるマイノリティ保護を保障している。ここでは、西オーバーシュレーゲエンの住民に対して、制度的に苦情を申し立てる権利を保障しており、ドイツは国際条約上ヨーロッパのマイノリティ保護に結び付けられていた。このようにポーランド人に対する法的枠組みは戦前に比べればよくなったが、実際にはどうであったのかは別である。

ポーランド人の議会活動は相対的に弱かった。ポーランド人政党として活動したのは、ポーランド民族党（Polska Partia Ludowa）、ポーランドカトリック民族党（Polsko-Katolicka Partia Ludowa）であった。しかし、国境地域には土着の政治的指導者がいなかったことから、ポーランド人政党の継続的活動をここで維持するための前提は欠けていたと言ってよい。また、国境地域のポーランド人が当局の不信の監視の目にさらされていたことも過小評価できない。政治的問題に対しては慎重にふるまわなければならず、「大きな政治」に関わることはなかった。仮に政治的事柄が問題になるときは、それは、たいてい、文化的・経済的な自己主張の実践的問題であった。

両大戦間期の国境地域における組織されたポーランド人の活動の中心は、何よりも学校と授業におけるポーランド語使用の問題であった。具体的な要求として掲げられたのは、ポーランド語を教える授業、公立学校の宗教などの授業にさいしてポーランド語を授業語とすることの認可、ポーランド人私立学校・幼稚園の認可、ポーランド人学生のための奨学金などであった。そのための利益団体として、全国ポーランド人学校協会連盟（Związek Polskich Towarzystw Szkolnych w Niemczech）が 1922 年に創設された。

ポーランド語と文化を育成するためには、他にも、宗教・民族的な聖キング女子修道会（Die religiös – nationalen Frauenkongregationen der Heiligen Kinga）、オーバーシュレーゲエンのポーランド合唱協会などが活動し、さらにポーランド人青年組織の厚いネットワーク、とりわけ 1925 年にポーランド人ボーイスカウト連盟（Związek Harcerzy Polskich w Niemczech）に結集したボーイスカウトが活動した。これは、1939 年には 2620 人の会員を有するに至る。

国境地域ポーランド人の物理的な保障を支えたのは、資金の借り入れ、不動産購入などを担う民族銀行（Banki Ludowe）、農業協同組合（Rolniki）であった。しかし、これら戦前から存在した協同組合で、インフレと世界恐慌を生き残ることができたのはごく僅かし

かなかった。

ポーランド人民族組織としては、戦前からのポーランド民族体操協会 (Sokol) などに加え、新しく 1922 年にはポーランド人同盟 (Związek Polaków w Niemczech) が創設された。これは、ベルリンから指導を受けて、階級、地域を超えた連帯を主張したものの、抽象的なものに終わり、ワルシャワからの自立も確保できなかった。1930 年代に入ると、組織内には多くの反対派グループが誕生し、同盟は、最盛期でも 50000 人を超えることはできなかった。プログラムは、ドイツにおけるポーランド人の協調をかかげ、その限りでポーランド側からの組織と連帯した。ポーランド人同盟の公式機関紙は、『ドイツのポーランド人 (Polak w Niemczech)』であった。しかし、ポーランド人同盟によるポーランド人新聞の中央集権化は、ここでも地域の反発を生み、東プロイセンではガゼタ・オルシュティンスカ (Gazeta Olsztyńska) が発行され、オーバーシュレージエンでも、非常に多くの地方紙が発行された。

つまり、ドイツと国境地域におけるポーランド人は、ある程度自らの要求の発信と組織の可能性をもった。この可能性は、各地の特殊な事情に即するものであればあるほど成功の可能性をもった。したがってポーランド人運動の中央集権化は、長い目でみれば失敗するか、かなりの緊張をもたらすことになったといえる。

確かにポーランド人マイノリティの法的条件は、ヴァイマル期になり戦前に比べて改善されたが、国境地域のマイノリティにとって、今までの生活が変わることにはならなかった。他方、新しい国境によって、新たに国境の向こう側 (ポーランド) から切り離されることとなったポーランド人は、所謂「残部マイノリティ (Restminderheiten)」として、これまで以上の周辺化と脱民族化の危険に晒されることとなった。これは、単に数の減少ということばかりでなく、経済的・社会的に積極的に活動してきた人々がポーランドに移り住むことで、国境地域のポーランド人マイノリティの下層化が強まったことである。

それにもかかわらず、戦後の新しい状況、ポーランド国家の建国は、ドイツに留まった「残部マイノリティ」の民族意識をそれなりに高めることになった。ポーランド本国との最初の継続的な結びつきは、地域的、社会的なレベルで生じた。特に国民民主党の西ポーランド支部は、ドイツに残った「残部マイノリティ」の統合を訴えた。1921 年にはこのグループによって、西部地域擁護同盟 (Związek Obrony Kresów Zachodnich) が創設され、ポーランドへのグループ旅行、サマースクール、職業実習などが実施された。

両大戦間期には、当初の国境地域における「住民投票闘争」によるナショナリズムの高揚が過ぎ去ると、ポーランド側からの「イレデンタ政策」はほとんど問題にならなくなった。ポーランド政府にとって、ポーランド西部国境に手をつけないというのは、ポーランドの領土統合の中心の方針であると同時に、現実的にもポーランド政府の内外における不安定さ、財政難ゆえにそのような余裕はなかったのである。

1920 年代半ばになってようやく、ポーランド外務省の主導で、ドイツ国内の国境地域ポーランド人マイノリティに対する援助活動が策定された。諸官庁と民間団体の協力の下で、

援助活動が始まったが、その中心は、経済的・文化的領域であり、マイノリティ学校、協同組合が継続的に援助された。これに対して、政治的活動は単なるエピソード的なものを出ることはなく、また、諸組織の間に常に協力関係があったわけでもなかった。たとえば、ポーランド外務省の領事部で在外ポーランド人のために用意された予算は、4320000 グローチであり、このうちドイツに向けた資金は、全体の 62, 07%にあたる 2681400 グローチであった。このような援助活動は、ただ政治的な意味においてのみ、そのメリットを説明できよう。ワルシャワ政府は、ドイツにおけるポーランド人の存在を、ドイツ側からの国境修正要求と、ポーランドでドイツ人マイノリティが不当な扱いを受けているとするドイツの苦情に対抗するために利用したのである。その意味で、ドイツの政治にとってと同様、ポーランドの政治にとっても、ドイツにいるポーランド人マイノリティの問題は、優先事項ではなく、他の上位目的のために利用できる問題に過ぎなかった。

では、ドイツの国境地域におけるマイノリティ政策とマイノリティに対する監視は、どのように行われたのであろうか。

第一次世界大戦前、ドイツにおけるポーランド人人口は、約 400 万人、全ライヒの約 6.2%、プロイセンでは 10%を数えた。戦争の結果は、民族的な観点に立てば、ドイツにさらなる国民統合をもたらしたといえよう。ドイツは、戦前ほどには民族的マイノリティを抱えた国家ではなくなった。マイノリティは、ドイツ全体では 2.05%以下で、プロイセンでもわずかに 3%に過ぎなかった。そのうちポーランド人は、最大のマイノリティ集団であり、ドイツ全体では 1.58%であった。ポーランドのナショナリズム運動の中心は、大部分がポーランドにあり、国境地域に残ったポーランド住民は、数的にも、また経済的にも政治的にも、内政上取り組むべき重要なテーマではなくなった。いずれにしても、ヴァイマル期ドイツのマイノリティに対する法的枠組みは、彼らにとってそう悪いものではなくなった。当該の地方官庁に行動の余地も認められており、その点で、実際のマイノリティ政策やマイノリティの状況を、法的基準に即して述べることは難しいといえる。

また、各地の行政は、必ずしもベルリン中央の指令と一致するものではなかった。1919-1922 年のドイツ内務省並びにプロイセン内務省の会議では、治安の理由から、ポーランド人の一般的市民権は制限されたが、他方、外務省の主導のもとに、ヴァイマル共和国の外政への否定的影響と、ポーランドに生きるドイツ人マイノリティの状況への悪影響を恐れて、あからさまなポーランド人への抑圧は避けられた。その代わりに、当該の地方官庁には、同化の準備と、ドイツに友好的なものを育てる努力がみられたのである。その点で餌と鞭の政策であったといえる。

総じてポーランド西部に生きるドイツ人マイノリティと比べた時の、ドイツのポーランド人マイノリティに対する政策の相違は、ドイツ・プロイセン当局の態度の方がはるかに誘導的で反動的なものだったということであろう。ポーランド西部のドイツ人は、その高い組織率と経済力によって独自の要求を掲げており、ポーランドの内政にとって無視できないものであった。これに対して、ドイツにおけるポーランド人マイノリティは取るに足

りないものであった。概してドイツやプロイセンの東部国境地域のマイノリティ政策は、ドイツのポーランド政策・東方政策の内政的延長とみなすことができる。

しかし、1926年2月の内閣府の覚書は、明らかに「ドイツ東部国境における住民の防壁の創設」について述べている。これは、さらなる「ポーランド化」を妨げ、「ドイツ国境へのスラブの攻撃への防壁」を確実なものにするというのであった。切断された東部地域と、「血塗られた国境」というトラウマは深く、戦前のポーランド人との闘争のやり方への回帰を諦めきれなかったようにみえる。

そうしたなかで、現実かどうかはともかく、このような恐れが存在したことは、ポーランド人国境マイノリティの立場と取扱いに影響を及ぼした。ポーランド人は、「国境を接する隣国の潜在的な代理人」、「ポーランドのさらなる領土拡張を支持する腰巾着」、「不安定要素」とみなされたのである。したがって、個人的なポーランド滞在、若者やグループの旅行、職業教育、チェンストホーヴァへの巡礼、逆にポーランドからの訪問は疑念の目で見られ、ポーランド国籍のポーランド人学校の教師は絶えず監視されることとなった。そのための国境地域での警察システムの再構築は、戦後すぐに始まっていた。各地で監視に当たる諸官庁に対しては、1922年以来繰り返し、ポーランド国境マイノリティへの厳しい監視の命令が出された。たとえば、1932年12月27日のプロイセン内務省の通達は、ポーランド人の「攪乱工作」に対するより厳しい監視を求めている。とりわけ、出版、結社、集会、教会、学校は、「ポーランド人のアジテーション」を見張らなくてはならない活動の場とみなされた。

しかし、国境警察などの史料からは、単純に国家を脅かす危険などを読み取ることができない。その中に実際に登場するのは、さまざまな職業の庶民であって、ここからはたとえば、彼らが家々を訪問し、選挙活動することなどを窺うことができる。このような時には、「がんばろう オーデル川まで (cześć do Odry)」などの言葉が交わされたものの、それはその場限りのものに過ぎなかった。

より熱心な活動を行い、影響力をもったのは、ポーランド人聖職者や、教師である。たとえば、ポーランド人カトリック聖職者は、ポーランド人がドイツ人に土地を売ることに對し警告を発し、出国するつもりでポーランド国籍を取得しようとする者に、そのための証明書を発行することを拒否した。同じようなことはポーランドからやってくる教師にも言えるが、しかし、こうした人々によっても、ドイツ政府、プロイセン政府に対してはある一定程度の敬意が払われた。

ポーランド人の危険を示すため、どのような内容が国境地域の当該官庁に報告されていたかを見れば、それは驚くべきことである。たとえば、ポーランド人学校におけるクリスマスプレゼントの配布、たとえば、コーヒーカップやエプロンの配布（たとえば、ポーランドの国旗の色などの象徴のついている）がポーランドの攪乱工作の証拠とされた。このように地方の報告がとるに足りないものであったことは、かなりの部分が報告義務を負った官庁と役人の視野狭窄と、退屈さに拠っていた。このような報告が繰り返されることに

については、国境地域の特殊な事情や、地方政治的な利害が背景にあったといえる。できるだけドラマ的に「ポーランドの危険」を訴えることで、所管地域での活動の不十分さを覆い隠し、予算不足を訴えるものであった。むしろ、国境地域に関する理性的な報告からは、「ポーランドの危険」とは、この国境地域の一般的な危険を述べるためのイデオロギー的なメタファーでしかなかったことを窺える。

ドイツにおけるナチ政権の登場は、予想に反して、いかなるドイツーポーランド間の抗争の激化も、(国家間においてもマイノリティ問題に関しても) もたらさなかった。まったく逆に、状況は改善した。それは特に、ナチイデオロギーにおいて、小さな地域での民族性と国境をめぐる闘いに何の意味も見出さなかったことに拠っている。たとえば、1933年5月17日のヒトラーの同化に反対する演説「われわれは、ゲルマン化の概念を知らない。ポーランド人やフランス人からドイツ人をつくることができるという前世紀のメンタリティから、われわれは離れている。・・・」に見て取れよう。同じような表明は、ドイツにおけるポーランド人マイノリティの側からも出されている。彼らは、将来的には自分たちに対する非民族化の圧力は弱まるか、無くなるだろうと考えたのである。

しかし、このような意味での「緊張緩和」は、それ自体が目的ではなかった。ヴァイマル共和国では、ポーランド人政策はポーランドとの関係やポーランドのマイノリティ政策に連動する特徴をもったが、ナチス下ではマイノリティ政策は外政に従属する形で体系化された。

このように同化に向けた試みを断つ一方で、過去に間違ったやり方でポーランド人に向けられた同化政策を解消するものとして、積極的なゲルマン化政策が打ち出された。この目標を実行するために、攻撃的にポーランド人を排除することを目的とした「ドイツ東方同盟 (Bund Deutscher Ost)」が創設された。新たな争点になったのは、ヒトラー・ユーゲンツトなどの国家青年組織とポーランド人青年組織の間の対立、ナチ世界観とカトリックの間の溝であった。ドイツに生きるポーランド人は、自らの組織に閉じ込められ、身分保証を求められ、自律的な操縦機能を失った。ヴァイマル期同様に、ナチスの法律もまた、明白に述べられた形では外国人に関する差別的な規定を明記していなかった。たとえばそれは、1937年に出された「ライヒの国境を守ることと、報復措置に関する法」に見て取れる。

1937年11月5日のドイツ・ポーランド両国による「マイノリティ宣言」は、こうした状況を何ら変えるに至らなかった。むしろ1938年秋以来、ポーランド人マイノリティに対する抑圧は強まり、戦争前には事態は深刻化した。

## 2. 各国境地域の動向

### ① ポズナン・ポモルスキ州のドイツ人マイノリティ 1919 - 1939<sup>ii</sup>

ヴェルサイユ条約によって承認された地域に、ポーランドはポズナン州とポモルスキ州を創設した。ポズナン州は、かつてのプロイセン領ポーゼンの一部を包括し、ポモルスキ州は、かつてのプロイセン領西プロイセン州の一部に加えて、ゾルダウ郡 (Soldau) とと

もに、東プロイセン州の一部を含んでいた。

ドイツ人マイノリティの組織構造は、二つの州で多くの点が共通しており、したがって双方にまたがって活動する組織が創設された。1919年のこの地域のポーランド領への変更は、ここに生きるドイツ人マイノリティに、ポーランドのマイノリティとしてとどまるか、ドイツへ移民するかを選択を迫ったのである。ラウシュニングによれば、ポズナン州のドイツ人住民の66%以上、ポモルスキ州のドイツ人住民の72%以上が移民した。

ポーランドに割譲された地域に居住するすべてのドイツ人の政治的統一組織として、1921年5月8日、すでに述べた「ドイツ人擁護同盟」が創設された。しかし、社会民主党だけは、それに加わらず、ビドゴシチに本部を置くポーランド・ドイツ社会民主党を創設した。「ドイツ人擁護同盟」の幹部には、オイゲン・ナウマン (Eugen Naumann)、クルト・グレーベ (Kurt Graebe)、フリードリヒ・ハイデルク (Friedrich Heidelck) らが名を連ね、同盟は、ライヒから受ける支援金の振り分けによって、ドイツ人マイノリティに大きな影響力をもった。しかし、1923年半ば、ポーランド政府は、同盟を解散させる。

そのダメージのなかで、ドイツ人国会議員たちは、新たにドイツ人連盟 [Deutsche Vereinigung (DV)] を創設した。その指導は、グレーベ、ハイデルクラ、かつてのドイツ人擁護同盟の指導者たちが引き受けた。こうしてドイツ人連盟は、政党ではなかったが、マイノリティの政治的指導を引き受けた。ドイツ人連盟の立場は、1930年までは不動であったが、経済危機による社会不安ゆえに当局からの締め付けが厳しくなると、指導部に対する不満が募った。ビドゴシチでは新たに、ドイツ市民党 (Deutsche Bürgerpartei)、ポーランド在住ドイツ人民族党 (Deutsche Volkspartei in Polen) が創設され、ポズナンでもドイツ - ポーランド協会が設立された。これらは、ポーランド国家に対する敵対的な態度を終わらせ、それに忠誠を示すといった親ポーランド的であったが、大きな影響を残さなかった。それに対して、ウッジのドイツ文化・経済同盟 (Deutsche Kultur- und Wirtschaftsbund) は、平和的スローガンとポーランド当局との協力を打ち出して、ポズナンとポモルスキにおいて1931年から勢力を拡大した。

他方、1930年代初め以来、さまざまな集団のなかで、とりわけドイツ人の若者たちの間ではナチスの影響が広がっていたが、権力掌握後はそれがさらに進み、1933年半ばには、それまでのドイツ人マイノリティの指導者の大部分はナチスへの支持を表明した。少し後には社会民主党も、ポズナンとポモルスキではナチスの立場に歩み寄り、党名をドイツ社会主義党 (Deutsche Sozialistische Partei) に変更した。

1934年にはビエルスコ (Bielsko) に指導部を置く青年ドイツ党 (Jungdeutsche Partei=JDP) が、その影響をポーゼンとポンメルンにも広げることを決定した。先述したドイツ人連盟側の「年長者」と「若者」の対立が始まっていたが、1934年半ばには西ポーランド・ドイツ人連盟 (Deutsche Vereinigung für Westpolen) が発足した。両者の対立、論争の中で、多くのドイツ人は、このような政治的対立の日常に関心をもたなかったが、マイノリティ指導者が責任を負う政治情勢の中へと巻き込まれていったのである。

経済面では、ポズナン、ポモルスキにおいてドイツ人住民は、ヴェルサイユ条約がポーランドに認めたドイツ人財産の一部没収の脅威から、自らの所有を守らなければならず、そのための強い統一的組織の創設が求められた。それはとりわけ、両州のドイツ人住民の80%を占めた農業分野において重要であった。

1919年にはポズナンに中央農民協会（Hauptbauernverein）が創設されたが、これはまもなく、ドイツ人擁護同盟とともに禁止された。その代わりに設立された西ポーランド農業協会（Westpolnische Landwirtschaftliche Gesellschaft）は、大土地所有者の指導の下にポズナン州で1000人を数える組織に発展した。しかし、その大土地所有者の指導を嫌うドイツ人農民の一部は、独立してドイツ人植民協会（Verband deutscher Ansiedler）を設立した。これは、その後、名称をドイツ人植民者・農民協会（Verband deutscher Ansiedler und Bauern）、さらに1934年にはドイツ人農民協会（Verband deutscher Bauern）へと変更した。他方、ポモルスキでは、ドイツ人農業者のためにヴィスワ地域農業同盟（Landbund Weichselgau）が設立され、1920年代末には8000名の加盟員を数えるに至った。他にも両州では、都市民の中にいくつかの組織が創設された。

土地所有をめぐる闘いは、農業人口が圧倒的割合を占める両州のドイツ人住民にとっては、最優先される課題であったが、それでも1920-1925年の間に、ドイツ人の資産は3分の1以上減ることとなった。主たる理由は、ポーランド政府がドイツ人財産没収を履行したことと、移民することを決めたドイツ人が農場を売却したからであった。

しかし、1925年以降、両州のドイツ人土地所有者にとって大きな脅威となったのは、ポーランドの土地改革事業であった。というのも、州当局が毎年、土地分割に際して分割する土地を決める際にターゲットになるのは、ドイツ人の大土地所有だったからである。これに対抗するために、ドイツ人の側ではクレジット制度を保持・拡大することが急務となった。

宗教面では、ポズナンとポモルスキ両州のドイツ人住民の80%以上はプロテスタントであった。しかし、1933年以降のナチスの思想の広がりの中、統一福音協会は、若者への影響力を失った。宗教的理由から多くの牧師たちは、総教会監督ブラウ（Blau）の指導の下、シュレージエンでグロートハウス（Grothaus）の進めた「民族教会（Volkskirche）」のように教会をナチスのもとに置くことには反対した。

文化・教育活動では、ヴェルサイユ条約に従って、ポーランド政府は、ドイツ人マイノリティの児童に母語教育を保障した。これに基づいて、児童数が40人以上を超えた場合には、ドイツ語を授業語とするクラスが創設されなければならなかったが、そのさいには、2年にわたってその数を下回った場合には、そのクラスを廃止するという条件がついていた。1920年代初めのドイツ人流出の中で、ドイツ人児童が母語教育を受けられない状況は増え、1920年代後半にはドイツ人児童の3分の2は、ポーランド学校に通わねばならなかった。1919年には、ドイツ人学校協会（Deutscher Schulverein）が、ビドゴシチに本部を置いて設立され、ポズナンとポモルスキの学校協会もその傘下に置かれることとなった。他にも、

パウル・ドベルマン (Paul Dobbermann) の指導するドイツ人連盟学校部 (Schulabteilung der DV) が、ドイツ語によるドイツ人児童の授業に取り組んだ。しかし、私立のドイツ語学校・授業の導入は財政的負担が大きかったために、ドイツ人連盟学校部は、1926年から、移動学校 (Wanderschule) システムを始めた。学校協会は、他にも学校教育を補うためのさまざまな学校外教育、講演などを実施した。

ポズナン、ポモルスキ両州におけるその他の組織を挙げておこう。文化組織： ポーゼン州歴史協会 (Historische Gesellschaft für die Provinz Posen)、ドイツ学術協会 (ビドゴシチ) (Deutsche Gesellschaft für Wissenschaft (Bromberg))、コペルニクス学術・芸術協会 (トルニ) (Coppernikusverein für Wissenschaft und Kunst (Thorn))。ポーランド・ドイツ人図書館協会 (ポズナン) (Verband Deutscher Büchereien in Polen)。

新聞： 『ポーランド・ドイツ人の展望 (Deutsche Rundschau in Polen)』、『ポーゼン日刊新聞 (Posener Tageblatt)』, 『ポンメルン日刊新聞 (Pommereller Tageblatt)』。

舞台芸術：ドイツ人の舞台 (Deutsche Bühne)。これは、ビドゴシチ (Bydgoszcz)、ホジュジェ (Chodzież)、ボルシュティン (Wolsztyn)、グルジョントツ (Grudziądz)、トルニ (Torń)、ディルシャウ (Dirschau)、コニッツ (Konitz) に舞台をもった。

男声合唱団：ポーゼン・ポンメルン・ドイツ男声合唱団 (Bund deutscher Männergesangsvereine Posen-Pommerellen)。

スポーツ：ポーランド・ドイツ人体操同盟 (Bund der Deutschen Turnerschaft in Polen)。

## ②ポーゼン・西プロイセン国境地帯州 (ブランデンブルク) iii

この二重の名前のついた行政単位は、1922年7月21日のプロイセン法によって、ヴィスワ川左岸のドイツ領にとどまった旧ポーゼン州、旧西プロイセン州から構成される。面積は7710 km<sup>2</sup>、長さが400 kmでドイツ・ポーランド国境地帯に沿って相互に関連のない三つの地域から成る。この州は、最も小さなプロイセンの州であるばかりか、人口も最も少ない (住民332485 (1925年))。ナチ時代になると、1938年9月2日の法によって、この州は完全に解体された。そのさいには、より大きな北の部分が、それまでのブランデンブルク、ポンメルン郡を組み込む中で、ポンメルン州内部に国境地域ポーゼン・西プロイセン行政地域 (Regierungsbezirk Grenzmark Posen – Westpreussen) を形成した。他方、中南部は、ブランデンブルク州とシュレージエン州に組み込まれた。

このポーゼン・西プロイセン国境地帯州の創設は、東部ドイツの官吏機構の一貫したロビー活動が成功した結果であった。旧体制の代表者たちは、自らの権力保持にとってのよりよい前提を願ったばかりでなく、補助金狙いという目論見もあった。この名称を用いることで、国民的課題を実行していることを強調できたのである。

「国境地帯州」で中心的役割を果たしたのは、かつてのブロムベルクの長官フリードリヒ・フォン・ビューロー (Friedrich von Bülow) であった。彼は、ヴァイマル期を通して州長官代理の地位にとどまった。

政治においては、この州では三つの政党が重要であった。次のとおりである。

1925年：中央党=1010 ドイツ国家国民党=9 社会民主党=7

1930年：中央党=9 ドイツ国家国民党=11 社会民主党=6

ナチスは、1933年になってようやく55%の得票率で16議席を得た。

この地域は、経済的には他の東部地域以上に農業によって刻印づけられていた。全就業者の60,9%が農業に従事していた。しかし、農業経営の過半数は、2ha以下の土地しか持たず、農民の平均収入は東プロイセンよりも悪かった。ここの経済的困窮にさいして、特別な財政的な援助を求めるにあたっては、国境の分断という客観的な理由ばかりでなく、「ポーランドの脅威」といったように、「内外に迫る脅威」が持ち出された。

1925年、ポーゼン・西プロイセン国境地帯州には、13,284人のポーランド語を母語にする者、ないしはポーランド語とドイツ語を母語にする者たちがいた。これは、全住民の4,3%にあたる。ポーランド住民とその指導層のドイツからの「脱出」は、ここ国境地帯州においてもとどまることを知らなかった。一方、この地にとどまったポーランド人の二人に一人は、職業において従属的地位に甘んじ、たいていは農林業に従事した。しかし確かに、本来のポーランド人農民層は、ドイツ人の隣人たちよりも僅かで貧しい土地しか持たなかったが、他の東部地域と比べれば完全営業者の割合も高く、彼らがマイノリティの無視できない経済的支えとなった。

ポーランド人マイノリティの中心地域は、フラトヴ(Flatow)郡(1925年：ポーランド語話者、ないしはドイツ語とポーランド語の話者=16,8%)、メゼリッツ(Meseritz)郡(同：5,8%)、ボムスト(Bomst)郡(同：20,6)であった。特にフラトヴ郡は、ポーランド人農村が連なって存在しており、ポーランド人マイノリティの牙城と目された一方、メゼリッツ郡では、ポーランド人は、牙城となったグロース・ダメル村(Dorf Groß Dammer)を含めた幾つかの地に集住した。

ポーランド人民族運動を見れば、1923年末ポーランド人同盟は、ここに2500人のメンバーを有したが、そのうち1500人がフラトヴ郡に、500人がメゼリッツ郡に居住していた。当地には、元々五つの民族銀行(Banki Ludowe)があったが、インフレ、世界恐慌、ポーランド政府の不十分な援助によって、最終的に存続できたのは、フラトヴとザクシェウオ(Zakrzewo)にある二つの大銀行のみであった。1919-1932年の間に、6363,72haの土地が、ポーランド人からドイツ人の手へと移った。他方、ポーランド人は、1168haのドイツ人所有の土地を購入した。

学校をめぐることは、ここではドイツ全体でみても稀にみる私立学校ネットワークが構築された。公立学校におけるポーランド語と宗教の授業は、1924年に1678人の子どもによって利用されたが、その水準は、さほど専門性をもたない教員によるものであったため、あまり高いとは言えなかった。こうしたなかで、1928年12月31日のプロイセン文部省令が、私立学校創設の転機となり、1932/33年には1325人の子どもが就学して、その数は頂点に達した。29の開設された学校のうち、5つはボムスト郡、1つがメゼリッツ郡にあ

り、他はフラトヴ郡にあった。ここポーゼン・西プロイセン国境地帯州でも、東プロイセン同様に、私立のマイノリティ学校の創設は、ポーランド人住民の文化生活の充実に欠くことのできないものであった。というのは、その教師たちが、学校外でも青少年活動や成人活動に従事したからである。

### ③ オーバーシュレージエン州 (シュレージエン) iv

オーバーシュレージエンは、ドイツ・ポーランドの間で最も長く厳しい論争になった所であった。オッペルン行政区域はシュレージエン州の東の三分の一にあたるが、ここは、東プロイセン、西プロイセン、あるいはポーゼンの農業地域とは異なり、ドイツ工業にとって重要な鉱山、石炭地域であった。大きな精錬所や鉱山は、総じて最も外側の東部地域に集中していた。

1919年5月8日の連合国側の講和条約案では、オーバーシュレージエンのほとんどはドイツから分離されることが示されていたが、ドイツ代表団の交渉が功を奏して同地域では住民投票が実施されることになった。しかし、ラティボル (Ratibor) 郡の南部は、住民の意向を聞くことなしに、チェコスロヴァキアに割譲され、中部シュレージエンの北側の境界上に帯状に伸びた部分は、ポーランドに割譲された。一方、オッペルン州には、来るべき住民投票に備えて、プロイセン法 (1919年10月14日) によって、独自の州の地位が与えられていた。

1921年3月20日の住民投票の結果は、ドイツ側の得票は59,6%であったのに対して、ポーランド側は40,4%にとどまった。1919年、20年、21年と武装蜂起が続く中で、シュレージエンをめぐる両国の争いは、全国民的な問題という様相を示すようになったといえる。

オーバーシュレージエンの分割は、最終的には1922年7月15日に決定した。領土の三分の二、しかし住民の54%だけがドイツにとどまることになった。というのは、人口密集地の工業地域の三分の二がポーランド領となったからである。この経済地域における国境画定によって必然的に生じる社会的・経済的コストをできるだけ抑えるために、ベルリンとワルシャワの間で15年間の暫定協定が結ばれた。この所謂ジュネーブ協定は、双方のマイノリティの同権を示したものであり、西オーバーシュレージエンにおけるドイツ高権の制限と結びつくものであった。しかし、国際連盟とその関連諸機関に対するポーランド人マイノリティの苦情申し立ての方法は、この協定の対象とはならなかった。

国境の線引きによって、多くの小さくなった郡が誕生したために、1927年には行政改革によって、それまでの17の地方郡 (Landkreis) ,5の都市郡 (Stadtkreis) に代わって、14の地方郡と6の都市郡が成立した。ジュネーブ協定の失効後、1938年4月1日には州の独自性は廃止され、オーバーシュレージエンは、再びシュレージエン州の中の単なる行政区域に格下げされた。

ここでのナチスの台頭は、他のドイツの諸地域に比べれば、はるかに緩慢であった。1930

年の国会選挙においてもオッペルンは、ヴェルテンベルクと並んでナチスの得票率が 10% 以下の数少ない地域であった。1933 年 3 月 5 日の選挙においても、他の東部地域とは異なり、ナチスは 43,2% の得票率で絶対過半数を獲得できなかった。基本的には、カトリック教徒が 90% 以上を占めるオーバーシュレージエンでは、中央党の力が圧倒的であり、左派勢力も弱かった。KPD と SPD の得票率を併せると、20~25% の間を推移していたが、相対的安定期の一時期を除けば、KPD の勢力のほうが強かった。

オーバーシュレージエンは、社会的対立に刻印づけられた州であった。1925 年、すべての就労者の 45,7% が労働者階級に属し、その大多数は農業プロレタリアートであった。農地の 27,5% が 100ha 以上の大土地所有者に属し（東プロイセンは 39,2%）、その半分以上がたった 22 家族によって占有されていた。他方、116179 の農業経営のうち、88152 が 5ha 以下の小規模農家であった。

ポーランド語話者は、あまり豊かでないオーデル川右岸に集中し、その中心は、オッペルン地方郡であった。ここでは、1921 年の住民投票において 30,5% がポーランドへの帰属を求め、4 年後の住民調査でも、ドイツ語を母語とする者は、127,602 人の全住民のうち僅か 33,353 人（26, 1%）しかいなかった。工業地域においてもポーランド人はかなりの割合を占めたが、しかしここでは、ドイツ人労働者の組織に入ると、彼らはかなり強い同化の脅威にさらされた。

ポーランド側の研究は、1910 年の言語統計を基に、両大戦間期のマイノリティ住民を 70 万人と推定する。しかし、住民投票が示すように、この「民族の混合地域」において、日常語と国民意識は一致しなかった。ドイツのプロパガンダは、「ヴァッサーポールニッシュ（Wasserpölsch）」を、ドイツ語から多く借用されているという理由で「混合言語」とみなし、その担い手をポーランド人に属さない「混合民族」と特徴づけた。しかし、このような当局による言語統計は、疑わざるを得ない。

1939 年 5 月の最後の調査は、150 万人の住民のうち、ポーランド語だけ、あるいはドイツ語とポーランド語両方を母語とする住民数を 40,496 人としたが、これに対して 1935 年ドイツ東部同盟（Bund Deutscher Ost）はマイノリティの数を 40 万人としていた。オーバーシュレージエンでは、19 世紀末になってようやくポーランド民族意識の覚醒運動が始まったが、その指導者の多くはポーゼン州から来た者たちであった。しかし、第一次世界大戦前に運動の立ち上げに関わったエリートたちは、そのほとんどが住民投票後に、シロンスク州に移って行った。住民投票闘争の終わった後も続く民族的な敵対意識、ドイツ人の中で繰り返されるイレデンタ的非難などの社会的緊張の前では、ポーランド人同盟の州支部設立の計画は、当初かなり懐疑的な目でみられた。実際、1923 年に創設されたときには、後の 1938 年 11 月に 7720 人の加盟員を数え、12 の地区組織を傘下に置くことになるこの州組織も、潜在的な人数のわずか 1% しか動員できなかったのである。

オーバーシュレージエンのポーランド人同盟の指導部には、かなりの人的変動があった。たとえば、1923 年に代表となったのは、ポズナン州から来た知識人、カジミエシュ・マウ

チェウスキ (Kazimierz Malczewski) であったが、その後任には主任司祭のチェスラウ・クリマス (Czesław Klimas)、同じく主任司祭カロール・コジオウェク (Karol Koziółek) が続いた。

ポーランド人民族運動の中では、若いオーバーシュレージエン人が、ベルリン中央からの指導に対する反発から、1936年シュレージエン・ポーランド人同盟 (Związek Polaków na Śląsku) を創設したが、1年後には再び中央組織に併合された。オーバーシュレージエンの特殊な事情によって、ここでは政治的組織よりもむしろ、文化促進と経済利益の保持のための組織がはるかに有効であった。

オーバーシュレージエンは、両大戦間期のドイツにおけるポーランド人協同組合の中心地であり、1930年には会員は13000人を数えた。その他にも、10の民族銀行、住民投票直前に設立された購買・販売組合があった。また、ここでの農夫組合 (Rolniki) は、其の活動の中心をオッペルン、ラティボル (Ratibor)、グロース・シュトレリッツ (Groß Strehlitz) に置いた。

この地域のポーランド文化は、カトリシズムと密接に結びついていた。しかし、他の地域と異なって、当地のカトリック教会はドイツ語・ポーランド語の争い合う場となった。これは、ミサにおける言語をめぐる問題であった。ドイツ東部同盟の秘密調査によれば、1934/35年にはなお、すべてのミサの40,7%がポーランド語で行われていた。

母語によるミサがポーランド人住民にいかにか大きな影響力をもったのかについては、1922年8月に公立学校では20000人の生徒がポーランド語の宗教授業を受けていたのに対して、本来のポーランド語授業にはその三分の一しか参加していなかったことから読み取れる。しかし、ジュネーブ協定によって開設された公立学校は、教員の力量不足、ポーランド人の親がドイツ人の脅しに抱く恐れなどから、その期待に応えるものとはならなかった。

1925/26年には、公立のポーランド人学校は、56から37に減り、児童数も1269から951に減少した。その後、私立学校設立の努力によって、1931年には12の私立学校、143人の生徒を数えるまでになった。地域をまたいで重要であったのは、1932年のボイテンにおける最初のポーランド人ギムナジウムの開設であった。しかし、そこではオーバーシュレージエン人生徒は、1939年まで505人中、281人しかいなかった。

#### ④ シロンスク州

1920年7月15日、ポーランド国会 (Sejm) は、シロンスク州 (オーバーシュレージエンとチェコ領シュレージエン) の法的地位を宣言した。1922年5月15日に調印されたジュネーブ協定は、マイノリティの権利とその保護を詳細に規定していたが、オーバーシュレージエンの両方の部分で15年間有効とされた。ジュネーブ協定は、ドイツ人マイノリティに、たとえ彼らがドイツ国籍を選択しようとも、ポーランド領オーバーシュレージエンにとどまる可能性を与えていたが、1921年末からはドイツ人の大規模な移民が始まった。

ドイツとポーランドの歴史記述、またジャーナリズムにおいて、1922年半ばからもなおシロンスク州に留まるドイツ人マイノリティの割合については論争となるが、1931年、母語を基準にした調査がドイツ人マイノリティの割合を7,7%とするのを、ドイツ人研究者が低すぎると見るのはいわれなきことではない。というのも、当地の住民でポーランド語話者でありながら、ポーランド国に帰属を求めない者もいるからである。

1921年11月8日、ドイツ・オーバーシュレージエン・マイノリティ権利保護同盟 (Deutsch-Oberschlesische Volksbund zur Wahrung der Minderheitenrechte) が創設される。これは、1925年にはポーランド・シュレージエンのドイツ民族同盟 (Deutscher Volksbund für Polnisch – Schlesien) と名称を改めた。本部は、カトヴィッツに置かれ、シロンスク州のすべてのドイツ人の政治的生活を監視し、指導しようとした。特に重視されたのは、学校問題、文化、福祉、司法援助などの課題であった。「民族同盟」は、立場の異なる三つの政党に話し合いの場を提供した。それらの政党とは、ドイツ・カトリック民族党 (Deutsche Katholische Volkspartei)、オーバーシュレージエン・ドイツ社会民主党 (Deutsche Sozialdemokratische Partei in Oberschlesien)、ドイツ人党 (Deutsche Partei) であった。ドイツ人党は、元々ドイツ国家国民党、ドイツ国民党、ドイツ民主党が一緒になったものであり、その黨員数以上にドイツ人市民階級の大部分に影響力をもった。このドイツ人党が、「民族同盟」に最も大きな影響を持ったのであり、この政党の実質的な指導者は、オットー・ウルリッツ (Otto Ulitz) であった。一方、黨員数が一番多かったのは、ドイツ・カトリック民族党であった。また、オーバーシュレージエン・ドイツ社会民主党は、ウッジとビドゴシチの社会民主党と合体して、ドイツ社会民主労働党 (Deutsche Sozialdemokratische Arbeitspartei) となった。三つの政党は、ポーランドにおけるドイツ人マイノリティの保護という点で、「民族同盟」の中でともに活動した。

こうしたドイツ人の政党間の協調は、1930年代になって壊れた。シロンスク州のドイツ人に最も影響力のあったドイツ・カトリック民族党が、党首パント (Pant) のもとで、カトリシズムによる統合を掲げ、宗教的なプログラムを掲げたからである。同党は、ドイツ人党、オーバーシュレージエン・ドイツ社会民主党と対立し、ナチスが台頭するとポーランド政府への完全な忠誠を示した。一方、オーバーシュレージエン・ドイツ社会民主党も、ナチスと対立した。

1922年にビエレッツ (Bieleitz) に、300人近い黨員を有する国民社会主義協会 (Nationalsozialistischer Verein) が誕生した。これは、1931年から青年ドイツ党 (Jungdeutsche Partei) と改称した。ナチスの思想は、「民族同盟」とこの青年ドイツ党の勢力争いのなかで、ナチスの思想をシュレージエン州全体に拡大させていった。一方、ドイツ・カトリック民族党は、1933年、プロテスタントにも門戸を開くために、党の名称をドイツ・キリスト教民族同盟 (Deutsche Christliche Volkspartei) と改称した。

経済に関して言えば、オーバーシュレージエンでは、社会階層とナショナルリティに明確な関係があった。大土地所有者は、ほとんどがドイツ人であり、小土地所有者はポーラン

ド人であった。しかし、住民の大部分は工業に従事しており、そのうちドイツ人が、指導的地位、技術部門の 80%をしめた。また、オーバーシュレージェンの工業の 85%はドイツ人の手にあった。

工業と大規模農業所有においてドイツ人の所有が圧倒的な有利を占める中で、シロンスク州におけるドイツ人の経済活動に大きな影響力をもったのは、現地のマイノリティ指導者ではなくて、ドイツ大資本とその国際的な結びつきであった。経済部門でマイノリティ指導者が影響力を発揮できたのは、福祉活動のみであった。

宗教に関して言えば、シロンスク州の住民のかなりの部分は、ポーランド人同様にカトリックであった。

文化・教育活動では、ジュネーブ協定 106 条によって、ポーランド当局は、言語的マイノリティに属する 40 人以上の児童の申請があるときには、公立のドイツ人学校を設置することを義務付けられた。

1923-26 年に公立学校は 76 から 87 に増え、児童数は 22000 人に及んだ。1926/27 年に、民族の対立が厳しさを増すなかで、突然、申請児童が 5000 人に達すると、ポーランド当局は態度を硬化させ、試験を厳しくした。この問題は、国際連盟やハーグの国際司法裁判所でも取り上げられた。1929 年 10 月には、72 の学校、児童 1500 人余りとなるなかで、状況改善のため、ドイツ人組織は私立学校の発展を図った（当時は、11 の私立学校に 1300 人余りが学んだ）。

学校外の外では、ドイツ人文化同盟 (Deutscher Kulturbund) が 40000 人のメンバーを有し、さまざまな講演活動を行った。

最も重要な組織は、ドイツ人カトリック協会 (Verband deutscher Katholiken) であり、他にも 1922 年には、カトヴィッツにおいてポーランド・ドイツ民族図書館協会 (Verband Deutscher Volksbücherien in Polen) が活動した。

まとめに代えて

本報告では、両大戦間期のドイツ・ポーランド国境地域のドイツ側に居住したポーランド人マイノリティの政治的・社会的概要と、彼らの政治・文化運動の一端を紹介した。この地域における民族的マイノリティのおかれた複雑な政治的・社会的状況をめぐっては、さらに東プロイセン南部に居住したマズール人に焦点をあてることで、その主体的な存在の意味を考察することができよう。別に論じることとしたい。

---

<sup>i</sup> Cf. Jaworski, „Die polnische Grenzminorität in Deutschland 1920 – 1939“, in: Jaworski, Rudolf / Wojciechowski, Marian (Hg.), *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen: Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920 – 1939*, 1. Halbband (München / New Providence / London / Paris, 1997), 49ff.

<sup>ii</sup> Cf. Przemysław, Hauser, „Die deutsche Minderheit in den Wojewodschaften Posen

---

und Pommerellen 1919 – 1939“, in: Jaworski, Rudolf / Wojciechowski, Marian (Hg.), *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen: Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920 – 1939*, 1. Halbband (München / New Providence / London / Paris, 1997), 273ff.

iii Cf. Niendorf, Mathias, „Die Provinz Grenzmark Posen – Westpreußen und ihre polnische Bevölkerung“, in: Jaworski, Rudolf / Wojciechowski, Marian (Hg.), *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen: Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920 – 1939*, 1. Halbband (München / New Providence / London / Paris, 1997), 453ff.

iv Cf. Niendorf, Mathias, „Die Provinz Oberschlesien und ihre polnische Bevölkerung“, in: Jaworski, Rudolf / Wojciechowski, Marian (Hg.), *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen: Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920 – 1939*, 2. Halbband (München / New Providence / London / Paris, 1997), 811ff.

v Cf. Hauser, Przemysław, „Die deutsche Minderheit in der Wojewodschaft Schlesien 1922 – 1939“, in: Jaworski, Rudolf / Wojciechowski, Marian (Hg.), *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen: Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920 – 1939*, 2. Halbband (München / New Providence / London / Paris, 1997), 969ff.